

昭島市男女共同参画プラン年次評価報告書

【令和3年度 進捗状況】



2022年(令和4年)11月

昭島市男女共同参画推進委員会

目 次

はじめに	-----	1
全体の評価及び提言	-----	2
昭島市男女共同参画プラン令和3年度進捗状況報告書	-----	11
資 料		
昭島市男女共同参画推進委員会評価基準<資料1>	-----	48
昭島市男女共同参画推進委員会要綱<資料2>	-----	49
昭島市男女共同参画推進委員会委員名簿<資料3>	-----	50
第1期昭島市男女共同参画推進委員会開催記録<資料4>	-----	51

はじめに

昭島市では、「総合基本計画」の分野別計画となる「昭島市男女共同参画プラン」(以下「プラン」という。)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に努めています。

このプランは、平成15年度からの「昭島市女性プラン」「あきしまジェス21」、平成23年度から令和2年度までの「昭島市男女共同参画プラン」を引き継ぎ、昭島市として第4期(令和3(2021)年度～令和12(2030)年度)の計画となります。

市では、プランの推進を図ることを目的に、第三者評価機関となる昭島市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置しています。

本委員会では、プランの進捗状況の確認及び評価を行い、その結果を市長に報告することにより、男女共同参画に係る施策の推進を図っています。

委員会は任期を2年間とし、学識経験者、公共的団体の代表者、公募の市民委員を含めた8人の委員により構成され、令和4年2月にプランにおける第1期目の委員会として設置されました。

令和3年度の進捗状況について、各担当課が取りまとめた「昭島市男女共同参画プラン令和3年度進捗状況報告書」(以下「進捗状況報告書」という。)に基づき、令和4年7月から令和4年9月までの間、委員会を3回開催し、第4期プランの初年度の進捗状況について確認と評価を行いました。

評価の過程では、事業の有効性や効果などについて、慎重に検討を行うとともに、委員それぞれが持つ知識と経験により、でき得る限り客観的な評価を心掛けました。ここに委員会の評価結果を取りまとめましたので、報告いたします。

また、昭島市では、平成15年に男女共同参画都市宣言を行い、本年度は20周年という大きな区切りの年となっております。

引き続き、男女共同参画社会の実現に向け、本報告書によりプランの一層の推進が図られ、市民一人ひとりの生活をより豊かなものとしていくための一助となれば幸いです。

令和4年(2022年)11月

昭島市男女共同参画推進委員会

委員長 柴田 邦 臣

全体の評価及び提言

令和3年度から策定された本「プラン」は、「男女共同参画基本法」をはじめとする関係法令や、「プラン」の上位計画にあたる「第五次昭島市総合基本計画」の理念を尊重するとともに、新たに「昭島市女性活躍推進計画」及び「昭島市配偶者暴力対策基本計画」の2つの計画を包含し、男女共同参画社会の実現に向けて、市民との連携と協働による施策の推進に努めることを目的としています。

また、このプランは、市の基本的な考え方を示すとともに、施策を総合的かつ計画的に推進するための事業計画であり、プランに定められた事業を適切に行うことが、男女共同参画社会の実現に直結することとなります。

こうした点を踏まえ、委員会では、令和3年度の実施事業における本プランの進捗状況を確認しました。これまでに積まれた実績を踏まえ、全体的には一定のレベルにはあると考えます。しかしながら、安易に「良」と評価できない施策もあります。これらの施策については次年度以降、特に積極的な取り組みを期待します。委員会としての評価及び提言は以下のとおりです。

1 令和3年度進捗状況について

令和3年度における主要施策ごとの評価は、以下のとおりです。なお、11ページ以降の「進捗状況報告書」に、取組内容や課題、委員会のコメントなどを詳しく記載しています。

(表1) 主要施策ごとの評価

目標	主要施策	評価	評価のコメント
目 標 一 多 様 性 を 認 め 合 い 、 す べ て の 人 が 尊 厳 を も つ て 暮 ら す こ と が で き る 意 識 づ く り	男女共同参画に関する理解の促進に向けた情報提供・啓発の推進	優	講座の開催にあたり周知の工夫が、より求められる。事業後には参加者からのアンケートを生かし、PDCAサイクルを進め、より良いものを目指すことを期待する。
	SDGs等国際的視点の反映と多文化共生の推進	良	SDGsについては比較的新しい施策のため、どのように認知度を高めていくのかが大きな課題である。学校現場のみならず、多くの市民へのさらなる普及啓発を期待する。
	関係法令・制度に関する情報提供及び制度・慣行の見直しに向けた啓発・情報提供	良	法令等は普段の生活に深く関わっていることから、今後も受け身でなく積極的に、分かりやすく、また世代に応じた工夫をして啓発を進めることを期待する。
	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推	良	メディア・リテラシー（オンライン・リテラシー）を含めて検討していただき、引き続き世代に応じた方法で啓発を図りたい。 限られた予算内で、創意工夫し、効果的な広報を期待する。
	学校教育における人権・男女平等啓発	良	全ての活動に人権というフィルターをとおすことが大切であり、引き続き重要事項として人権教育の充実に取り組んでいただきたい。
	家庭・地域等における人権・男女平等啓発	良	講演・セミナーへの男性の参加促進を含めて、参加者の偏りを減少させるためにも工夫が必要であり、テーマの決定方法、縦横の連携を利用した周知、ワークショップ等の実践型で実施する等いくつものアイデアを検討していただきたい。
	多様性を認め合う意識づくり	良	近年注目されている重要な施策内容であり、まずは普及していく側の理解度を高めていくことが大切である。認知度は高くなってきていると思うが、継続して取り組んでいただきたい。
	性の多様性に関する啓発及び性的マイノリティへの支援の充実	良	性的マイノリティへの理解促進等は、まだ新しい施策ということもあるので、取り組みを継続していただくことを期待する。

目標	主要施策	評価	評価のコメント
目 標 Ⅱ 女性活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	女性の活躍推進に向けたポジティブ・アクションの普及啓発	優	コロナ禍でも積極的に展開しており、高く評価できる。しかし、まだ認知度は高いとは言えない状況であると感じるため、継続的に取組を進められたい。
	女性のキャリア形成に向けた支援	良	情報提供や広報を継続して実施していただきたい。その方法や効果などは毎年検証し、より効果的な実施を図られたい。
	市職場内及び市主催事業、審議会等における女性参画の推進	優	性別にとらわれることなく、本人の希望や能力により平等な参画をできることが大切である。既に目標値をクリアしており、大変評価できる。
	地域における女性リーダーの育成	良	多様な意見を取り込むために女性の参画を意識していることは評価できる。女性の参加は多数でも、リーダー層は男性が多いという実態があり、引き続き啓発を進めていただきたい。
	ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方の推進	良	「属性を問わない全ての人の仕事と生活の両立」を図らなければ、社会の分断を招いてしまう。従業者が真に働きやすい職場を作ることを目指し、引き続き啓発を図られたい。
	事業所におけるワーク・ライフ・バランスについての意識啓発	良	最終的な決定は各事業所に委ねられるので、取り組みの効果は見えにくいですが、引き続き啓発を進めていただきたい。
	子育て支援サービスの推進	優	子育て環境の整備や母親のサポート体制など確実に事業を進めていると評価できる。今後はさらに質の高いサービスの提供を目指し、男子トイレへのおむつ替えスペースの設置等物理的な対応についての検討も期待する。
	介護支援サービスの推進	優	今後はダブルケア（育児と介護を同時に担う状態）も増え、この分野において、男性の役割はますます重要になってくると思われる。男性をターゲットにした取り組みを増やし、今後も積極的に認知度向上を図っていただきたい。
	男性の家事・育児・介護等の参画の環境整備	優	男性の家事、育児、介護等の参画は女性の活躍のためにも必要である。アンコンシャス・バイアスによる育児や介護は女性の仕事という認識を払拭するため、引き続き意識啓発に努めていただきたい。
目 標 Ⅲ あらゆる暴力の根絶と被害者支援	暴力の未然防止・早期発見	優	被害者救済とともに加害者意識のない人が認識できるよう、幅広く様々な周知啓発を実施し、加害者の行動の修正にもつなげていただきたい。啓発することの大切さを認識し「無駄ではないか、効果がないのでは」と思わずに継続して進めていただきたい。
	若年層への意識啓発と教育の推進	良	Twitterを活用したことは一歩前進したと評価できる。今後はFacebook、Instagram、You tube等へと拡大できればなお良いと思う。それに加えてアナログな啓発手段も継続していただきたい。
	配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立支援	優	男女共同参画センターが整備されたことにより、相談体制が充実し、相談件数が増えたこと、縦横のつながりを強化し、連携を図っていることは高く評価できる。
	被害者の安全確保のための関係機関の連携	良	各関係機関との連携強化は相談者を守るうえで非常に重要であるため引き続き継続していただきたい。
	性犯罪及びブスター被害等の暴力防止の啓発・相談支援	優	広報手段を広げようという努力が評価できる。被害者が手を差し伸べて欲しいタイミングで相談窓口等の情報が得られるよう継続した広報と、通常相談するであろう警察等への連携ということも継続して取り組んでいただきたい。
	ハラスメント防止のための啓発・相談支援	良	ハラスメント問題は時期を失ってしまうと人命にも関わる大きな問題であるため、即時対応することが不可欠である。事業を継続していく中で、形骸化してしまうことが無いよう、ハラスメント防止のための啓発・相談支援について創意工夫し実施していただきたい。

目標	主要施策	評価	評価のコメント
目 標 Ⅵ すべての人が安全・安心に暮らせるまちづくり	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）についての理解の促進	良	性被害防止や男女共同参画、偏見・暴力の防止のために、理解の促進は大切である。市として性教育、DV防止の部分を積極的に取り組んでもらいたい。今後も継続した取組に期待する。
	年代や性差に応じた健康づくりの支援	良	過去の取り組みの結果が表れてきており評価できる。今後も、出産、育児をしやすいまちづくりを進めてほしい。
	こころの健康に関する支援	良	コロナ禍で重要性が増している。コミュニケーション不足や孤独死の問題等も浮かび上がっている。さらにしっかりと継続したサポート体制の充実を図っていただきたい。
	高齢・障害等により配慮を必要とする人に対する相談支援	良	コロナ禍の影響は受けているものの、事業を継続している点は評価できる。市では十分であると思っけていても、ユーザーが十分であると考えているかの判断ができないため、各課で工夫していただき、今後の発展を図られたい。
	ひとり親家庭等への支援の充実	良	ひとり親家庭等への相談体制や支援は充実しており、今後も継続した支援を要望する。近年、ヤングケアラーが問題になっているので、そちらの支援についても取組みを期待する。
	防災・復興体制のまちづくりにおける女性参画の推進	良	女性参画の推進のために、具体的な方策の検討をお願いしたい。 女性参画の数値に関して誠実に、また、制度設計の変更に関しても真摯に考えていただきたい。
	地域防災活動における男女共同参画の推進	良	女性委員の割合が順調に増加しているため、目標値の達成が望まれる。女性の意見を反映させるため、継続して推進してほしい。
	都市計画・環境分野における男女共同参画の推進	優	環境、ごみ問題等について、若年層の参加を促し評価できる。さらに女性の参画を推進していただきたい。
	地域団体・社会団体等への活動支援	良	各団体に対して、支援体制の充実を図られたい。今後どのようにサポートしていくかが、新たな課題となる。
	地域活動等への男性の参画の推進	良	男性の参画にフォーカスした取り組みが増えてきている等、事業全体としては、概ね評価できる。それぞれ実施している事業内容は非常に魅力的であるため、参加者がさらに増えるよう情報提供を積極的に実施していただくことを期待する。

評価としては、「優」が10項目、「良」が23項目という結果であり、「可」の評価はありませんでした。

毎年継続して実施している事業については、主要施策の「市職場内及び市主催事業、審議会等における女性参画の推進」「子育て支援サービスの推進」「年代や性差に応じた健康づくりの支援」等において、定着及び発展した取り組みが図られており、目標値をクリアしている施策があり評価できる一方、依然として目標値と実績値が乖離しているにもかかわらず、課題と今後の予定に具体性がなく、不安が残る事業も見受けられます。「防災・復興体制のまちづくりにおける女性参画の推進」では、前例にこだわることなく、工夫を重ね、改善されることを期待します。

2 各目標における総体的な評価

【目標Ⅰ】

多様性を認め合い、すべての人が尊厳をもって暮らすことができる意識づくり

目標Ⅰにおける取組状況について、「男女共同参画に関する理解の促進に向けた情報提供・啓発の推進について」は「優」、その他7項目の主要施策を「良」と評価しました。

前プランから継続した施策「学校教育における人権・男女平等啓発について」は、学校教育全体をとおして学齢期に応じ、人権の尊重や男女平等、男女が共同して社会へ参画することの重要性について、指導が充実するよう指導者である教職員等へ向け様々な機会を捉え、人権教育の充実が図られていると評価します。

次に、施策の方向として新規に設定された「多様性への理解の促進」について、人口急減・超高齢化が社会に及ぼす影響から、家族の形態は変化し、人生が多様化する中、長期的な視点に立ち、人権教育及び人権啓発の促進が重要であると考えます。そのため、狭い固定観念にとらわれず、多様性を尊重し、認め合う意識の醸成が図れるようさらなる啓発を図っていただきたいと思います。

また、性の多様性に係る施策については、相談窓口の明確化や行政窓口である市職員へ向けての研修及び啓発が実施されていないことから、誰もが身近で気軽に相談できる窓口の情報提供並びに市職員の理解や意識を高め、尊厳を守り、センシティブな相談に即応できるよう相談支援体制の充実を求めます。

目標Ⅰは、全体をとおして男女共同参画に関する情報提供や啓発活動は、積極的に推進されていると判断します。

一方、高度情報通信社会の進展する中において、電子メディア等から受ける膨大な情報を主体的に読み解き、自己発信する能力「メディア・リテラシー」の向上に対する啓発については、特に青少年に及ぼす影響が大きいことから、これまで以上に推進していく必要があると考えます。

長年にわたり人びとの中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）、また性差に関する固定観念については、依然として根強く残っていることから、家庭や地域において意識の浸透が図られるよう事業を実施していくことを期待します。

【目標Ⅱ】

女性活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

〈昭島市女性活躍推進計画〉

目標Ⅱにおける評価については、新たに計画に盛り込んだ「あらゆる女性活躍の推進」で「女性活躍推進法に基づく第四次昭島市職員次世代育成支援プランにおける女性職員の活躍の推進」に向けた数値目標（令和3年4月1日時点で管理職に占める女性の割合を20%まで高める）が24.3%と目標を大幅に上回る水準で達成され、行政の分野で女性参画が進むことは、多様な価値観等を政策に取り入れ、庁内外の縦横連携が加速し、ひいては地域全体に与える影響が大きいことから高く評価します。この目標達成については、男女共同参画プランの令和7年度に設定した目標値を既に達成していることから、次年度以降もう一つ先を見据えた新たな目標値の設定を検討されることを期待します。

なお、審議会等における女性委員比率の向上についても一層の取り組みが推進されることを望みます。

「女性のキャリア形成に向けた支援」や「地域における女性リーダーの育成」について、人生100年時代の価値観や働き方は、これまで以上に変化するものと考えられます。結婚・出産・育児・介護等の有無によって、一人ひとりが自らのライフステージに即したキャリアデザインを形成し、選択していく力を身につけていけるよう情報発信や啓発の推進をこれまで以上に進めていく必要があります。

ワーク・ライフ・バランスの推進では、「ワーク・ライフ・バランス」というフレーズが独り歩きしている状況にあり、個人の家族構成等により、実態に即した仕事と生活の調和が図られるよう多様で柔軟な環境整備が必要であると考えます。企業や市民へ向けて真の意味での「ワーク・ライフ・バランスの実現」に向け、普及啓発等施策の推進により一層努めていただきたいと思います。

一方で、「子育て支援サービスの推進」では、継続して待機児童解消に積極的に取り組んでいること、これまで以上に仕事と子育てを両立するための保育サービスの充実を図っていることに加え、地域で安心して子育てをする親を支援する仕組みづくり、様々な課題を抱える子育て家庭等に対し、適切な相談や支援が提供されていると解され、着実に取組が進捗しているものと大変高く評価します。

また、「介護支援サービスの推進」では、コロナ禍において高齢者からの相談件数は減少したものの、高齢者が抱える多岐にわたる相談に適切に対応されていることは、評価します。介護の問題に直面する人が介護と仕事や子育ての両立を図り、孤立することのないよう地域における相談支援体制が不可欠であることから、認知度の向上や内容の充実及び取組の推進が図られることを期待します。

「男性の家事・育児・介護等の参画の環境整備」について、コロナ禍にかかわらず、男性が家事・育児・介護等に協働参画していくことは、女性活躍につながる道標であり、性別にかかわらず一人ひとりが豊かな人生をおくる社会の実現に資するものであると考えます。各年齢層に向けて、様々な意識啓発や学習機会の充実が図られていると高く評価します。

男女が共に育児・介護をしながら働き続けることができる環境整備が重要です。例を挙げれば、男性の育児取得率向上のみに焦点をあてるということでは本末転倒であり、仕事と育児・介護の両立ができる職場環境の整備・風土醸成が必要であることを踏まえて、男性に向けての意識啓発や学習の機会のさらなる充実を期待します。

【目標Ⅲ】

あらゆる暴力の根絶と被害者支援〈昭島市配偶者暴力対策基本計画〉

目標Ⅲにおける取組状況について、全体をとおして横断的な連携が図られており、地域に開かれた拠点として男女共同参画センターが設置されたことにより、前プランの課題として挙げていた「男女共同参画センターの整備」が実現され、DV被害者等に寄り添った様々な相談支援体制や若年層等への啓発、庁内外における連携も推進されてきたと評価します。

一方、性犯罪・性暴力への対策は、急務であり被害を未然に防ぐため、これまで以上に周知啓発の普及に努めていただきたいと思います。

さらに、あらゆる暴力の被害者が安全・安心を確保され、自立に向け適切な対応や支援を受けられるよう市職員への研修実施も必要であると考えます。深刻な二次被害をもたらすことのないよう努めるとともに、同伴する児童に十分配慮する体制をこれまで以上に整備されることを期待します。

人権身の上相談について、新型コロナウイルス感染症の拡大（「コロナ禍」という。）

に伴い、対面による相談が実施できていないことから、様々な手法を検討する中で、相談体制の整備を図っていくことが重要です。

コロナ禍を契機として、雇用や生活面において特に女性が深刻な影響を受けています。さらに、これまで見過ごされてきた精神的・経済的な暴力等が浮き彫りとなり、DVや性犯罪、性暴力、ハラスメント等によるあらゆる暴力から被害者を支援する取り組みをなお一層進めていく必要があります。

今後もあらゆる暴力による被害を潜在化させないよう被害者が個人の尊厳を守られ、身近に相談ができる体制の構築が重要です。

置かれている状況に配慮し、関係機関との迅速かつ緊密な連携を実施するとともに庁内外における連携体制のさらなる強化が図られることを期待します。

【目標Ⅳ】

すべての人が安全・安心に暮らせるまちづくり

目標Ⅳにおける取組状況として、「生涯にわたる男女の健康の包括的な支援」では、母子保健事業やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）についての理解や周知について、これまでより一歩進んだ取り組みが見られます。

男女が互いの身体的性差を理解し合い、尊重する心をもって生きることが重要なことから、ライフステージに応じた健康づくりに向けた支援を切れ目なく提供していくことを望むとともに、若年層に対し、発達段階に応じた適切な性教育の実施により心身共に健全な発育が促される取り組みを推進することを期待します。

特に「こころの健康に関する支援」では、コロナ禍によりなお一層コミュニケーション不足の影響等、心身の不調や孤独感を抱えるため、継続した支援体制の充実を求めます。

次に、「配慮を必要とする人に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」として、配慮が必要である高齢者・障害者・ひとり親家庭等への各種相談支援の取り組みは一定の効果が見られます。今後も経済的困窮等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援を継続し、また日常生活及び社会的な自立に向けて幅広く支援が展開されることを望むとともに、庁内外の連携を密にして、積極的な周知に努め、支援を必要とする人々に支援が届く体制の充実を期待します。

「都市計画・環境分野における男女共同参画の推進」は「優」、その他9項目の主要施策を「良」と評価しました。

特に環境分野において、関連する各審議会委員の男女比率は、積極的な女性登用により多様な価値観や発想、幅広い年齢層から様々な意見を引き出す取り組みが実施されたことを高く評価します。

一方で、「防災・復興体制のまちづくりにおける女性参画の推進」では、気候変動の影響や大規模災害の発生等有事に備え、避難生活、復旧・復興の各段階において、常に女性の視点を取り入れ、女性が主体的な担い手であるという意識をもち、意見を反映させていくため、合議体における女性委員の割合を高める等の取組が必要であると考えます。

また、「地域活動における男女共同参画の推進」では、自治会や商店会等の諸行事に参加する男性の割合が高い一方、PTAやボランティア団体等では女性が中心となり活動をしている現状があります。性別の偏りが固定化することのないよう情報発信していくことを望みます。

身近なコミュニティにおける関係が希薄化する昨今、年代を問わず男女共同参画の

意識づけが高くなることにより、地域の活性化につながるものと考えます。誰もが参加しやすい講座や学習会の開催方法は、市民ニーズを活かし、オンラインで開催することによる取り組みが効果的であると評価します。

地域におけるコミュニティの在り方が大変重要であり、生活拠点である地域において意識変革に向けた情報提供や取り組みが推進されることを期待します。

3 年次進捗状況を踏まえた課題の整理

最後に、令和3年度における主要施策の進捗状況を踏まえ、将来を見据えたさらなる具体的な検討が必要と考えられる4つの課題について提言します。

【課題1】多文化共生社会における男女共同参画の理解促進について

昭島市に暮らすすべての人の尊厳と人権を守るため、多くの人々が男女共同参画についての理解を深めていくことが非常に重要です。

年齢や国籍、性的マイノリティ等多様な人々が協働して暮らしていくためには、他者を尊重し、立場や状況にかかわらず、様々な生き方や価値観を包摂していく取組が必要であると考えます。

価値観やライフスタイルの多様化により、地域社会において市民一人ひとりが、それぞれのニーズに応じて、その個性や能力を発揮するために、固定的な性別役割分担意識（アンコンシャス・バイアス）を払拭する必要があります。

持続可能なまちとして発展していくために、これまでの固定観念を打破し、正しい知識の普及啓発に努めていただきたいと思います。

市民と連帯し、様々な工夫による多角的な見地から適切な情報発信を実践することで意識の醸成につながり、ひいては地域社会の活性化、多様性のある社会の実現につながるものであると期待されることから、男女共同参画の取組が一層推進されることを願っております。

【課題2】女性活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の強化について

社会経済情勢が著しく変化する中、女性活躍推進法や働き方改革関連法等の法整備が進捗したこと、さらにコロナ禍による影響から、テレワーク等の導入も進み、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が進展したことにより、出産や育児・介護等と仕事を両立できる仕組みが構築されています。

一方で、在宅勤務が増加したものの、男性の家事や育児に関わる時間は大きな変化が見られません。

ワーク・ライフ・バランスは、誰もが子育てや介護だけに留まらず、自身のライフイベントと仕事を両立し、双方を充実していくことが主眼であり、一人ひとりが自らの個性と能力を発揮できる職場環境を整備していくことが重要であることから、市全体でのワーク・ライフ・バランスの推進に努めていただきたいと思います。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、日本の持続可能な社会発展のために必要不可欠であり、今後も国や東京都の動向を注視しながら、広域的連携体制のもと、昭島市にとって有効な手法の検討を重ねていただくことを期待いたします。

【課題3】配慮を必要とする人々への支援体制の強化

急速に変化する時代の中、単身世帯やひとり親家庭の増加、地域社会の希薄化により孤立する人や困難な課題に直面している人が増加しています。

また、コロナ禍で顕在化した精神的・肉体的暴力（ドメスティック・バイオレンス）や様々な事情や背景から経済的自立が困難となり、就業の機会が失われている現状も散見されます。こうした困難を抱える人々が、昭島市で安全・安心に暮らしを営むことができるよう多くの情報から必要な支援につながるよう情報発信をしていくことと併せ、そこから支援につなげられる仕組みづくりを推進していくことが重要です。障害者や高齢者等であることを理由として困難な状況におかれる場合もあることから、あらゆる方策を講じるとともに、各関係機関との確かつ迅速な支援に努め、さらなる連携体制の強化を図り、「誰一人取り残さない」社会の実現を求めます。

【課題4】男女共同参画センターの総合的推進

令和2年3月に開設した男女共同参画センターは、男女共同参画の視点から地域の課題解決を担う活動拠点としてスタートし、コロナ禍の影響により様々な活動が制限される状況でありながら、広報啓発、セミナーの開催や相談体制の確立等内容も新たに充実し、一定の効果があつたと解します。

今後は、さらに一歩進め、「男女共同参画」とは自分の生活と密着しているという当事者意識を持てるような取組を進めていくことを提言します。

女性のエンパワーメントを図ることで、従来から地域社会の課題とされている人権、雇用、子育て、介護、ドメスティック・バイオレンス（DV）、教育、健康、災害、環境等あらゆる分野にわたる課題の解決の一助として、センターが各関係機関と有機的につながり、ケア（支援）のできる情報を普及啓発していく取組の推進を期待しています。

性別や年代にかかわらず多様な人びとが男女共同参画についての理解を深め、アクションを起こし、促す拠点・場として関係機関・団体と協働しながら、その機能を十分に発揮されることを願っています。

結 び に

委員会では、各担当課が実施した事業における内部評価をまとめた「進捗状況報告書」に基づき、評価・検証（P・D・C・A）を実施いたしました。

初年度ということもあり、進捗状況を踏まえた課題や評価について、各担当課の評価にばらつきが見られ、次年度以降は、評価が平準化されることを要望します。

施策のさらなる展開が図られるよう具体的な提言など行う中で、単年毎の指標をモニタリング項目として位置づけたことにより、目標が数値化され進捗の度合いが評価しやすくなりました。次年度以降の事業において、委員会からの評価や提言が反映されることを期待しています。

新たなプランとしてスタートした初年度の評価を行う経過において、市職員の女性活躍、子育て・家事支援や健康支援、環境などの分野では、他市にも誇れるような取組が見られ、これまで着実に積み重ねてきた継続的な取組が成果として現れていることを、委員会として確認できました。

そうした地域特有の在り方や問題を注意深く見極め、誰にとっても生きやすい社会を目指す「昭島」となることを期待します。特に多様性への理解の促進、防災・復興体制のまちづくりにおける女性参画の推進については、取組に停滞がみられますので、有機的な連携の下、取組の強化・充実に努めていただきたいと思います。

時代は変移し、社会経済状況の変化やコロナ禍による影響、さらには社会生活の多様化等から、これまで以上に「男女共同参画」を常に念頭におき、幅広い分野において推進していく必要があります。

昭島市が人生100年時代において尊厳と誇りをもち、誰ひとり取り残さない社会の実現を目指すとともに、性別や世代を超えて、一人ひとりがいきいきと輝く男女共同参画社会の形成、発展につながることを願っています。

昭島市男女共同参画プラン

令和3年度進捗状況報告書



令和4年6月

昭島市子ども家庭部女性活躍支援担当課

凡 例

1. 「令和3年度担当課の取組状況 区分」欄

新規	前年度までに取組が進まなかった施策に対し、新たに始めた取組
充実	前年度の取組を大幅に見直すなど、内容を発展させた取組
継続	前年度まで取り組んできたことについて、引き続き改善を図りながら継続する取組（これまで継続して実施してきたことにより、すでに一定の水準にある取組も含む）

2. 「令和3年度担当課の取組状況 担当課評価」欄

3. 「令和3年度担当課の取組状況 主要施策の評価」欄

主要施策ごとに数値化（a. b. c. dの合計点÷主要施策ごと全体数×3点）し、

担当課評価	取 組 状 況	点数
a	十分である。	3点
b	概ね十分である。	2点
c	ある程度の成果（関連）はあったが未だ課題が残る。	1点
d	不十分である。	0点

進捗状況（達成度）を見る。

※主要施策は全部で24、施策における担当課事業数は249

4. 「令和3年度の取組状況に関する委員会の評価」評価欄

「優」「良」「可」「不可」の4段階評価については、「昭島市男女共同参画推進委員会評価基準」（＜資料1＞、49頁）を参照

目標 I 多様性を認め合い、すべての人が尊厳をもって暮らすことができる意識づくり

施策の方向	目標指標	プラン策定時(令和元年)	目標値(令和7年)	目標値(令和12年)
1 男女共同参画に関する理解の促進と意識の醸成	「男性も家事・育児を行うことは当然である」というイメージを持つ市民の割合	59.1%	60.0%	70.0%
	SDGsの認知度	6.8%	30.0%	50.0%

主要施策

①男女共同参画に関する理解の促進に向けた情報提供・啓発の推進	担当課評価の点数合計	14/15 (93.3%)	委員会評価の説明・評価のポイント	参加者を増やすためのテーマの工夫やアンケートの活用、日程、オンラインの利用、バックアップをとり後日視聴できるしくみ等を実施すると、様々な状況の方が参加でき、受講者も増えると思うので検討していただきたい。 講座の開催にあたり周知の工夫が、より求められる。 事業後には参加者からアンケートを取っていると思うので、それを生かすPDCAサイクルを進め、より良いものを目指すことを期待する。
	委員会の評価	優		

男女共同参画プランの内容 令和3年度 担当課の取組状況

No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	取組に対する委員会のコメント
1	男女共同参画に関する情報提供・啓発活動の充実	女性活躍支援担当	継続	<p>〇男女平等意識の啓発、人権、心と体のケアについての理解を深めるため、セミナーを開催。</p> <p>・テーマ「家族のトリセツ」9月11日(土) 参加者 54人(女性34人、男性19人) 決算額118千円</p> <p>・テーマ「がんと心のケア～罹患後の人生～」10月30日(土) 参加者 女性7人 決算額24千円</p> <p>・テーマ「生理の貧困」11月13日(土) 参加者 女性4人 決算額16千円</p> <p>〇「男女共同参画週間」について広報誌6月15号・HP掲載。</p>	講座・学習会等の実施により、男女平等・男女共同参画に対する意識づくりを図れるよう普及、啓発の充実に努める。	a	<p>コロナ禍のため、各セミナーの定員数を会場収容人数の半数以下で実施。</p> <p>様々なテーマで人権意識を高める取組となった。</p> <p>性別を問わず参加できるよう土曜日に開催したが、設定したテーマから女性の参加率が多くなった。</p>	今後も継続して、誰でも参加しやすい内容や日程での開催を検討する。	<p>・興味を持ってもらいやすいテーマにする等の工夫が参加者を増やすためには必要である。</p> <p>・各種セミナーを開催されていることを認識したが、セミナーのアンケート等の評価を活かしているのか疑問に思う。</p> <p>・主要施策が情報提供・啓発の推進ということで担当課評価もaが多く、良いと感じた。</p>
2	男女共同参画に関する男性の理解の促進	女性活躍支援担当	継続	<p>男女平等意識の啓発、人権についての理解を深めるため、セミナーを開催。</p> <p>・テーマ「家族のトリセツ」9月11日(土) 参加者54人(女性34人、男性19人) 決算額118千円</p>	男性が参加しやすい講座・学習会等を開催し、男女共同参画に対する意識づくりを図れるよう普及、啓発の充実に努める。	a	<p>コロナ禍のため、定員数を会場収容人数の半数以下で実施。</p> <p>「男女平等意識の啓発」をテーマにセミナーを実施し、多様性尊重の観点からコミュニケーションについての解説や必要性など、男女共同参画の意識啓発を推進し、人権意識を高めるような取組となった。</p>	引き続き、より参加しやすい講座・学習会の開催に向けて、工夫を重ねながら、男性も参加しやすい日程や内容を検討する。	<p>・男性が参加しやすい日程を工夫しているとあるが、職種の差異や家の行事や用務で参加できない等もあるので、曜日を検討するだけでなく、オンラインでの受講やバックアップをとり後日視聴できるしくみを実施するなど検討していただきたい。</p>
3	市職員への人権・男女平等研修の実施	秘書課	新規	<p>12月の「人権週間」中に、全職員に向けて「人権啓発通信」を発行。</p>	職員の人権意識向上のため、人権啓発活動強調事項17項目を周知することで、女性の人権も含めどのようなことが課題となっているのか周知するとともに、日頃の業務において人権を尊重した対応等ができていくか振り返ってもらう。	a	<p>人権に関する課題を周知することで職員の人権意識向上を図ることができた。</p>	引き続き、「人権週間」に職員への人権啓発を継続していく。	<p>・新規事業として良い取り組みである。</p>
		職員課	継続	<p>市町村職員研修所において、人権啓発研修や新任研修の中で人権尊重についての科目を実施しており、それぞれ職員を派遣している。</p> <p>人権啓発研修(新任研修含む)受講者23名</p> <p>また、DV被害者への理解を高めることを目的とした庁内研修(DVD視聴)については、令和4年1月～2月に実施し、290名が受講した。</p> <p>【前年度(R2)実施状況】</p> <p>人権啓発研修受講者1名</p> <p>庁内研修受講者19名</p> <p>※コロナウイルス感染拡大防止により研修会が中止・延期となったため</p>	市町村職員研修所の研修に職員を派遣し、和同問題をはじめとする人権問題について基礎的知識の習得を図る。また、庁内研修によりDV被害者への理解を高める。	b	<p>市町村職員研修所の人権啓発研修(新任研修を含む)へ職員を派遣するとともに、庁内においても研修を実施することにより人権に関する意識啓発が図れた。</p> <p>【前年度(R2)比較】</p> <p>人権啓発研修受講者+22名</p> <p>庁内研修受講者(DVD視聴)+271名</p>	引き続き市町村職員研修所へ職員を派遣するとともに、庁内研修においても人権に関する意識啓発に努める。また、研修受講者が、研修内容を職場へフィードバックすることにより、職場全体の人権に関する意識啓発にも努める。	
		女性活躍支援担当	継続	<p>全職員を対象としたDV被害者対応研修を実施した。</p> <p>期間:令和4年1月12日～2月28日</p> <p>【視聴数 290人】</p> <p>動画資料(16分程度)を視聴</p>	多くの職員の研修受講により、人権問題について基礎的知識を習得する。研修を庁内で実施し、職員の意識啓発を図る。	a	<p>庁内において多くの職員に対し研修を実施することにより、人権に関する意識啓発が図れた。</p>	引き続き、人権に関する意識啓発を実施することにより、職員への周知徹底に努める。また、研修受講者が、研修内容を職場内で情報共有することにより、職場全体の人権に関する意識啓発にも繋がる。	

主要施策									
②SDGs等国際的視点の反映と多文化共生の推進				担当課評価の点数合計	9/12 (75.0%)	委員会評価の説明・評価のポイント	SDGsについては比較的新しい施策なので、どのように認知度を高めていくのかが大きな課題である。学校現場でもSDGsに基づいた教育が展開されているため、更なる今後の発展に期待する。		
				委員会の評価	良				
男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	取組に対する委員会のコメント
4	SDGs等国際的な課題について の 在住外国人への各種相談支援の充実	広報課	継続	外国人への各種相談は一般の相談体制の中で対応しており、必要に応じて、東京都の外国人相談パンフレットや専門窓口を案内している。 また、「外国人のための生活便利帳」を、希望の方にお渡ししているとともに、デジタル版をホームページに掲載している。	市内に住む外国人への情報提供と生活支援を図る。	b	生活便利帳は外国人の方が昭島市で生活するうえで必要な情報をまとめているため、有用な情報提供であると考えます。	各種相談については、現行の相談体制の中で対応する。相談件数が増加した場合は、他市の動向などを参考に専門窓口の設置などを検討する。	・コロナ禍で活動を制限されている期間としては、よく実施されている。 ・広報活動や多言語対応等は数年前に比べれば大幅に改善されていると判断するが、多言語対応は翻訳機器等も使いながら進めてほしい。 ・発信が少なく、全体的な人数からいうと少ない。
		企画政策課	継続	様々な媒体を通じた情報提供 (1)東京都等の外国人相談パンフレットの配付 (2)市ホームページ内の多文化共生のページに以下のリンク集などを掲載。 ・東京都在住外国人支援事業助成 ・防災リーフレット(東京都) ・生活情報誌「Life in Tokyo」など	在住外国人への生活上の情報提供により、市内に住む外国人への生活支援を図る。	b	国や東京都が実施する事業などの情報を提供することで生活支援に繋げている。	東京都等が実施する事業について、市のホームページに掲載するなど、広報の一端を担うことで支援を進めていく。やさしい日本語の普及や、日本語教育団体の支援に取り組む。	・多言語対応やホームページ等広報展開を様々な媒体で実施している。 しかし、ホームページに必要な部分を検索していくと必要なページが見つからず、トップページに戻り検索することがある。外国人の方々の場合、なおさらデジタルから情報を取ることが困難であると考えられるので、コロナ禍ではあるが引き続き窓口での促進が必要である。
		女性活躍支援担当	継続	Hi、あきしま52号において「未来の自分や誰か、そして地球のために私たちが一人ひとりができること」をテーマに特集を組み、SDGsに向けた啓発を実施した。 市内に居住する外国人に向け、配偶者からの暴力被害者への支援パンフレット(内閣府作成)について、英語、韓国語、中国語、タガログ語、タイ語、スペイン語、ポルトガル語で配架している。 ホームページでは英語、中国語、韓国語での案内をし、相談支援の啓発を行っている。	SDGsの「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、周知啓発を図る。 市内に居住する外国人に対し、男女共同参画意識や支援の周知について普及啓発及び相談を実施していく。	a	国や都が実施する事業を広報することで、普及につなげる一歩となっている。 男女共同参画センターにおける悩みごと相談において在住外国人の相談を実施。	今後も、国や都が実施する事業の情報収集に努めつつ、市として広報を行うことで、各種相談や支援の充実を図る。	
		社会教育課	継続	各課から提供される資料を会館等に配架。 関係各所との情報共有、相談対応。 4月に発行する「あきしま学びガイド」による講座・学習支援等の情報の提供	関係各所との情報共有及びあきしま学びガイドでの講座等の情報発信により、啓発及び相談者への適切な支援を図る	b	各部署との情報共有により、相談に対して適切な部署へつなげることができた。	あきしま学びガイドの情報をさらに周知できるように、わかりやすい記事の作成やホームページ、SNSの活用にも努める。	SDGsについて情報提供を担当課はよくやっていると思うが、実際のところ、言葉が先行し市民の方々のベースのしっかりした理解が伴っているかが気になるところである。

主要施策									
③関係法令・制度に関する情報提供及び制度・慣行の見直しに向けた啓発・情報提供				担当課評価の点数合計	4/6 (66.7%)	委員会評価の説明・評価のポイント	国や都の動向に基づく内容であることから積極的に実施し難いと思うが、受け身ではない積極的な事業実施を期待する。 法令等は日常生活に直接関わることから、今後も分かりやすい形で、また世代に応じた工夫をして啓発を進めてほしい。		
				委員会の評価	良				
男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	取組に対する委員会のコメント
5	関係法令・制度やその見直しに関する広報・情報提供	秘書課	継続	・ホームページに、法務省の女性の人権を含む人権啓発強調事項や各種相談先を掲載。 ・女性の人権を含む人権啓発冊子を窓口等で配布。 ・12/6～10、市民ロビーで人権パネル展を開催(コロナ禍により見学者数等未集計)	制度に関する情報提供等を行うことにより、人権に関する意識の普及、啓発を図る。	b	制度・慣行の見直しに関する情報提供は特になかったため。	法務局や都と連携し情報収集に努め情報提供を行う。	・内容的に積極的に実施し難いと思うが、受け身でない積極的な事業実施を期待する。 ・男女共同参画社会の実現が未だ成しえるには難しい最中、法令の周知について、広報配布とホームページの掲載とすることで、アナログとデジタルの双方の活用は重要であるが、誰に対してどのように実施していくかという取組内容が抽象的である。
		女性活躍支援担当	継続	関係機関からのパンフレット等を活用し、制度改正等の情報提供を実施している。	男女平等に関する法律・制度の改正等について周知を図り、意識の醸成に努める。	b	関係法令や制度の改正についての情報提供については、継続して取り組んでいる。	効果的な情報提供方法について継続して検討を進める。	・報告書から様々な取り組みを進めていることが分かる。

主要施策									
④固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進				担当課評価 の点数合計	13/18 (72.2%)	委員会評価の 説明・評価のポイント	若い世代と中高年の双方に向けた情報の周知ということで、中高年には「広報あきしま」は目にしやすいと思う。一方で若い世代には、新しい媒体を利用し、メディア・リテラシーを含めて周知していただき、引き続き世代に応じた啓発を図りたい。 限られた予算内での事業実施に当たり、創意工夫し、効果的な広報を期待する。		
				委員会の 評価	良				
男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	取組に対する委員会のコメント
6	ジェンダー(社会的性別)にとらわれない意識の啓発・広報	秘書課	継続	・女性の人権を含む人権啓発冊子を窓口等で配布。 ・12/6～10、市民ロビーで人権パネル展を開催(コロナ禍により見学者数等未集計)	冊子の配布や、「人権週間」にポスターの掲示・パンフレットの配布等を実施することにより、ジェンダーにとらわれない意識の普及、啓発を図る。	b	法務省の人権啓発活動強調事項17項目のうち「女性の人権を守ろう(男女平等参画社会の実現に向けて)」の中で一定の周知ができた。	コロナ禍により、人権擁護委員を配置しない形で開催しており、見学者数の集計等ができていない。	・ジェンダーの啓発を引き続き行っていくことが、他の全ての分野に影響するため、継続していただきたい。
		女性活躍支援担当	継続	Hi、あきしま52号に「性」への価値観についての記事の特集【再掲】 市公式ホームページにおいて、内閣府のホームページを紹介するほか、内閣府発行の「共同参画」「みんなで目指す！SDGs×ジェンダー平等」等の情報誌を男女共同参画ルームに配架し、情報提供に努めている。	ジェンダーにとらわれない意識啓発の情報提供を図る。	b	ホームページ等において情報提供に努めるとともに、内閣府及び東京都発行の情報誌を男女共同参画ルームに配架し情報提供に努めた。	引き続き、ホームページや情報誌を通じた情報提供に取り組むとともに、ジェンダーにとらわれない意識の啓発・広報の場を検討していく。	・男女共同参画ルームに配架しても、ルームに来訪するのは意識がある方だと思うので、それ以外の違う目的の人々が訪れる様々な施設や場所に目につくように実施されることを望む。
7	広報や行政資料における適切な表現の推進	広報課	継続	男女平等の視点に立った「広報あきしま」などの編集について、常に意識して取り組んでいる。	市民から、男女平等意識についての市の姿勢に疑問をもたれることなどがないように努めるとともに、その意識の普及を図る。	a	言葉づかいだけでなく、人物イラスト、色づかいなどに至るまで、常に意識して取り組んでいる。	引き続き、男女平等の視点を意識した表現に取り組む。	
8	メディア・リテラシー向上に向けた啓発の推進	秘書課	継続	・インターネットによる人権侵害等を含む人権啓発冊子を窓口等で配布。 ・12/6～10、市民ロビーで人権パネル展を開催(コロナ禍により見学者数等未集計)	冊子の配布や、「人権週間」にポスターの掲示・パンフレットの配布等を実施することにより、メディア・リテラシー向上に向けた啓発を図る。	b	法務省の人権啓発活動強調事項17項目のうち「インターネットによる人権侵害をなくそう」の中で一定の周知ができた。	コロナ禍により、人権擁護委員を配置しない形で開催しており、見学者数の集計等ができていない。	
		女性活躍支援担当	継続	メディアリテラシーに関する啓発の実施にはいかなかったものの、過去に発行した情報紙を配布することで啓発に努めた。	男女平等の視点に立ちメディアからの情報を見きわめ、偏見にとらわれない目線でメディアを読み解く力を養う。	c	過去に発行した情報紙を配布することで啓発に努めた。	男女平等の視点から、今後も社会情勢や市民ニーズを考慮する中で、情報の提供を図り啓発に努める。	
		指導課	継続	学校や教育委員会から発信する資料について、男女平等を含めた人権尊重の視点から点検を行った。子どもたちが情報を取捨選択し、適切に活用する力を身に付けられるよう、東京都教育委員会発行の人権教育プログラムやSNS東京ノート等を活用した学習活動の充実について指導・助言した。	学校や指導課から発信する資料は、男女平等を含めた人権尊重の視点で点検を行うとともに、子どもたちの情報活用能力の向上に向けた指導の充実を図る。	a	研修会の内容や校内研究の成果報告書などについて、男女平等を含めた人権尊重の視点から確認し、啓発することができた。	継続して男女平等の視点に配慮するとともに、教職員が「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」に気付き、指導に生かしていくことができるよう指導・助言を継続する。	・マスメディア以外のメディア・リテラシーが重要になってくると思うので、これからの子ども達には、オンラインメディアに対するメディア・リテラシーにフォーカスが必要になってくると考える。 ・人権は女性、高齢者、子ども、いじめのほか属性に限らず、全ての教育活動を人権というフィルターを通して行うことで大きな問題にはならない。 ・継続した取組が実施できている。

施策の方向				目標指標		プラン策定時(令和元年)	目標値(令和7年)	目標値(令和12年)	
2 人権・男女平等に関する教育・啓発				[「全体」として男女の待遇や立場が対等になっていると感じる]人の割合		女性38.0% : 男性43.7%	女性40.0% : 男性45.0%	女性43.0% : 男性48.0%	
主要施策									
①学校教育における人権・男女平等啓発				担当課評価の点数合計	8/9 (88.9%)	委員会評価の説明・評価のポイント 全ての活動に人権というフィルターを通すことが大切であり、学校現場では引き続き重要事項として人権教育の充実に取り組んでいただきたい。男女平等についての意識は以前よりも高まっていることを実感できるが、先生方の人権等も重要であり、様々な側面から啓発を進めていただきたい。			
				委員会の評価	良				
男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	取組に対する委員会のコメント
9	男女平等意識に基づいた教育・学習の充実	指導課	継続	教員が児童・生徒に適切に指導できるよう、人権教育について校内研修会をはじめ、各種研修会において人権教育について理解を深めた。また、人権教育全体計画に基づき、教育活動全体を通して、人権教育の充実を図った。	男女平等意識に基づく教育の充実	a	人権教育全体計画に基づき、児童・生徒への指導を実施した。人権課題の一つとして男女平等の視点についても指導を行った。	引き続き男女平等の視点を個別的な課題として授業で取り上げ、意識の向上を図っていく。	・教育の効果はすぐに出るものではないが、力を入れて啓発してほしい。 ・男女平等について、スポーツ分野でも広がっている。女子のサッカー部員も増えているが、女子特有の体調不良等を理解されない場合もあり、そういうアナウンスも必要である。
		女性活躍支援担当	継続	脳科学の観点から、相互の理解及び男女平等意識に関する啓発のセミナーを開催。 【実施内容は、No.2に記載】	セミナーの実施により、男女共同参画に関する意識の普及、啓発を図る。	b	男性も興味を持てる講座内容、講師であったため、男性の参加が35%となった。 【前年度R2比較】 参加人数+27人(女性:+8人、男性+19人)	性別・世代を問わず、誰もが参加しやすい日程や内容でのセミナーの開催を検討し、参加を増やす取組を引き続き推進し、生涯にわたっての学習機会の提供に努める。	・引き続きの実施を望む。
10	教職員等への研修の実施	指導課	継続	教員が児童・生徒に適切に指導することができるよう、各学校で東京都教育委員会「人権教育プログラム」を活用した校内研修会を実施した。人権課題「女性」についても取り組んだ。	男女平等意識に基づく教育の推進	a	人権教育理解研修において、人権教育推進委員及び全小・中学校の人権教育推進担当教員を対象に、オンラインによる大学教授からの講義を実施した。東京都教育委員会「人権教育プログラム」を活用した校内研修を実施した。	教育委員会主催研修及び各学校の研修を充実させるとともに、引き続き、人権感覚の向上に努める。	・人権のテーマで研修を実施していることは評価できる。 ・児童の呼び方、並び方等急速な対応を求められていることは、教員の負担が増えるので、ひずみや問題が起きないように留意が必要である。 ・部活動における暴言等の防止についても、今後取り組んでいただくことを期待する。
主要施策									
②家庭・地域等における人権・男女平等啓発				担当課評価の点数合計	11/15 (73.3%)	委員会評価の説明・評価のポイント 施策を実施する中で市民のニーズに対応できているかどうかを見極め、しっかりと受け止めて実施することが必要である。 男性の参加の促進を含めて、参加者の偏りを減少させるためには工夫が必要であり、テーマの決定方法、縦横の連携、実践型で実施する等いくつかのアイデアを検討されたい。 セミナーの内容がテーマから把握できるように伝達すれば集客に繋がると考える。また、災害時こそ男性の理解が必要となるため、強く男性の参加の推進を希望する。			
				委員会の評価	良				

男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					取組に対する委員会のコメント
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	
11	男女平等・男女共同参画に関する講座・学習会の実施	福祉総務課	新規	各種講座や学習会を開催する担当課において、民生委員・児童委員等へ啓発を進める際に、連絡・調整等を図る。	地域の身近な相談役である民生委員・児童委員への啓発を進める。	b	東京都等が実施する研修等について、周知・啓発を進めることができた。また、市が開催する各種講座や学習会等について、広報等の情報から民生委員・児童委員は自主的に参加していた。	庁内の担当課との更なる連携	・高齢の委員を含めて活動されて、協力いただいている方々に敬意を表したい。新規事業としてしっかりと実施されている。 ・民生委員等への啓発も行われているので評価できる。
		女性活躍支援担当	継続	・脳科学の観点から、相互の理解及び男女平等意識に関する啓発のセミナーを開催した。 ・ワークショップ「生理の貧困」を実施した。 【実施内容は、No.1・2に記載】	講演会等の実施により、家庭における男女平等、男女共同参画の意識を育む機会を提供する。	a	男性の参加が35%となり、男女共同参画の意識を育む機会となった。 【前年度R2比較】 参加人数+27人(女性:+8人、男性+19人)	引き続き男女共同参画につながるようなセミナー等の開催を検討していく。	・引き続き、進めていただきたい。
		市民会館・公民館	継続	男女共同参画セミナー「女性の視点から考える！防災講座」 全2回 参加者:8人(女性) 決算額:56,000円 【前年度】 参加者:9人(女性4人、男性5人) 決算額:93,840円	女性・男性の生き方や自分自身の生き方を振り返る機会として、また、男女共同参画に関する意識を高める。	a	災害時の避難生活における課題考えるとともに、アウトドアの知識を応用した防災対策を学ぶことができた。	主要事業の重要性は認識しており、社会情勢、市民ニーズ等を参考に、講座内容の充実、参加者増を図る。	・女性の視点を取り入れて事業が実施されることを、以前の委員会でも提言していた。その提言が反映されていて素晴らしい。男性の参加者がいなかったところは非常に残念である。むしろ、男性が理解しておく内容である。このようなセミナーを継続して積み重ね開催していただきたい。 ・防災面の軽減対策など面白いと思う。

12	男性が参加しやすい講座・学習会の実施	女性活躍支援担当	継続	脳科学の観点から、男女の相互理解、良好な関係維持についてのセミナーを開催。 【実施内容は、No.2に記載】 【男性参加率 35%】	男性も参加しやすい講座等を実施し、男女共同参画意識の普及、啓発を図る。	b	男性も興味を持てる講座内容、講師であったため、男性の参加が35%となり、男女共同参画の意識を育む機会となった。 【前年度R2比較】 参加人数+27人(女性:+8人、男性+19人)	今後も、引き続き、参加者を増やすための工夫と男性が参加しやすい日程や内容でのセミナーの開催が課題となる。	
		市民会館・公民館	継続	男女共同参画セミナーを実施。男性にも知っておくべき内容とした。 【実施内容は、No.11に記載】	講座を通して男女平等、男女共同参画に関する意識啓発を図る。	c	避難所での生活や、アウトドアを応用した防災対策といった内容であり、男性にも関係ある内容であったが男性の参加者がなかった。	社会情勢、市民ニーズを的確に捉えたとともに、男性も参加できる日程を設定し、参加者増を図る。	・「女性の視点から考える！防災講座」というタイトルは男性が参加しづらいので、男性も参加しやすいタイトルで掲載方法を検討してもいいと考える。 ・女性の視点から考えるということで、意見交換型、ゼミ型で女性のみで集まる形にし、率直な意見交換をしても効果が上がるのではないかと。その場合、どのような形で実践していくかが課題となり、第1段階は女性のみが集まる形で、第2段階は男性や家族を含めて参加できるような実践型の防災学習会に繋げていくと、より効果が高くなると考える。

施策の方向		目標指標		プラン策定時(令和元年)	目標値(令和7年)	目標値(令和12年)
3 多様性への理解の促進 NEW		LGBTの認知度		57.6%	60.0%	70.0%

主要施策							
①多様性を認め合う意識づくり		担当課評価の点数合計	2/3 (66.7%)	委員会評価の説明・評価のポイント	近年注目されている内容であり、まずは普及する側の理解度を高めていくことが大切である。認知度は高くなってきていると思うが、継続して取り組んでいただきたい。		
		委員会の評価	良				

男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					取組に対する委員会のコメント
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	
13	多様性を尊重するための情報提供及び意識啓発	秘書課	継続	・12/6～10、市民ロビーで人権パネル展を開催(コロナ禍により見学者数等未集計)	「人権週間」にあわせ開催。小中学生の人権標語(62編)、中学生人権作文コンテスト(552編のうち入賞作品の掲示)、各小中学校での人権の取り組み(19校)、人権の花運動(2校)、ポスターの掲示、パンフレットの配布等を実施することにより、人権全般に関わる啓発等を行うなかで、多様性を尊重するための意識の普及、啓発を図る。	b	以前は、人権作文の内容を人権の項目毎に集計していたが、学校側と人権擁護委員の負担が大きく、「多様性の尊重」に関する集計等は行っていない。	コロナ禍により、人権擁護委員を配置しない形で開催しており、見学者数の集計等ができていない。	・コロナ禍でも、できる限りの活動を実施しているが、相談件数が0件で自己評価がbというのは、コロナ禍であっても評価に疑問が残る。 ・他の業務との関係もあるが、展示期間をもう少し長くすることも検討された。

主要施策										
②性の多様性に関する啓発及び性的マイノリティへの支援の充実				担当課評価の点数合計	21/33 (63.6%)	委員会評価の説明・評価のポイント		コロナ禍においても多様性を認め合う意識づくりは歩みを止めることなく実施していくことが重要である。職員への研修を実施できていないことや、参加申し込み者がいないということは、職員の多様性に関する研修の必要性に対する意識が低いと考える。性的マイノリティへの理解等、新しい施策ということもあるので、引き続き取り組みを続けていただきたい。「LGBTQ」という表記が散見されるが、公的機関はまだQが入っていない。それが排他的なイメージにならぬよう整合性をとって妥当な表現を提案してほしい。		
				委員会の評価	良					
男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					取組に対する委員会のコメント	
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定		
14	性の多様性についての情報提供・啓発活動の促進	秘書課	継続	・12/6～10、市民ロビーで人権パネル展を開催(コロナ禍により見学者数等未集計)	冊子の配布や、「人権週間」にポスターの掲示・パンフレットの配布等を実施することにより、性の多様性に関する啓発を図る。	b	法務省の人権啓発活動強調事項17項目のうち「性的指向及び性的自認(性同一性)を理由とする偏見や差別をなくそう」の中で一定の周知ができた。	コロナ禍により、人権擁護委員を配置しない形で開催しており、見学者数の集計等ができていない。		
		女性活躍支援担当	継続	Hi、あきしま52号に「性」への価値観についての記事を特集し、中学2・3年生へ配布した。【1,723部】内閣府発行の冊子を男女共同参画センターに配架し啓発に努める。	性についての理解を図るため、年齢に応じた学習機会を提供する。	a	性の多様性に関し、青年期となる対象の生徒に周知ができた。国や都が実施する事業を広報することで、普及につなげる一歩となっている。	今後も啓発事業の中で、どのような周知が可能であるか検討していく。		
		指導課	継続	文部科学省作成の「性同一性障害や性的指向・性的自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」を各学校に情報提供し、教員の啓発を行った。	男女平等意識に基づく教育の推進	b	文部科学省作成の資料を、各学校に情報提供した。	引き続き、制の多様性についての情報提供、教職員への啓発を行う。		
		市民会館・公民館	継続	子育てセミナー「自然の中であおぞら子育て～自然遊びとセルフケアを楽しもう～」 全10回 参加者：10人(女性) 決算額：345,773円	講座を通して性の多様性の理解を深める。	c	性の多様性に特化した講座ではなかったが、性教育の学習の中で生の多様性にもふれた内容であり、学習を通して情報提供、啓発活動になった。	引き続き市民ニーズなどを参考に講座の充実を図る。		
									・自己評価が甘いと思う。また、記載内容が重複しているので、一つ評価が高いと、他も高いということが気になる。 ・性について悩みが深くなる中学生に、「性」への価値観についての記事を読んでもらえたことは価値がある。	
									・これからの時代は、多様性がテーマになってくるので、今後の取り組みに期待する。	
									・性の多様性に特化したセミナーが開催できたことは評価できる。 ・全10回で参加者10人ということは、セミナー1回に1人しか参加していないということになり、費用対効果について十分検討していただきたい。	

15	性的マイノリティに対する相談体制・支援の充実	秘書課	継続	「人権の上相談」として、毎月第4月曜日の午後1時30分から午後4時30分まで相談を実施した。 令和3年度相談件数 0件 【前年度実績状況】 令和2年度相談件数 0件 ※コロナ禍により、面談はコロナ差別のみとしている。	人権侵害に関する様々な問題について、人権擁護委員が相談を受け、解決に向けたアドバイス等を行う。	c	様々な人権課題があるなか、性的マイノリティ専門の相談体制はできていない。	人権擁護委員では対応が難しい場合、「東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談」を紹介する形をとっているが、現時点において性的マイノリティに関する相談事例はない。	・「人権の上相談」というタイトルからどのような内容を相談していいのかわかりづらい。 ・相談を実施していることを評価したい。
		女性活躍支援担当	継続	相談員による、悩みごと相談の実施により、生き方、人間関係など暮らしの中で抱えている悩みごとに対応している。 月曜日～金曜日 予約制	多様な問題で生き辛さを感じている方が随時相談できるよう常勤相談員が対応する。	a	相談員が常勤のため、速やかに適切に対応できる。市民への周知を工夫する必要がある。	今後も周知の方法を工夫し、幅広い相談に対応し、支援体制の充実に努める。	・相談員が常勤であることは悩みを抱えた方にとって心強いため、相談員が常勤であることを継続して周知されたい。
		指導課	継続	引き続きスクールカウンセラーを全小・中学校に配置するとともに、養護教諭に相談できる体制を確保した。	スクールカウンセラー、養護教諭による相談体制・支援の充実	a	性的マイノリティに特化していないが、相談体制の整備をしている。	引き続き、児童・生徒、保護者に寄り添って話を聞き、対応していく。	・コロナ禍において、特に心のケアが大切になっている。スクールカウンセラーの役割も大きくなっている。 ・スクールカウンセラーについて、コロナ禍により相談件数が増えていると聞いている。役割が重要になっているので、さらに力を入れていただきたい。
16	市職員・教職員への性の多様性に関する研修の実施	秘書課	新規	12月の「人権週間」中に、職員向けの「人権啓発通信」を発行。	職員の人権意識向上のため、人権啓発活動強調事項17項目を周知するなかで、「性的指向及び性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別」についても周知を図る。	a	性の多様性が人権課題となっていることを周知することで、職員の人権啓発・意識向上を図ることができる。	引き続き、「人権週間」に職員への人権啓発を継続していく。	・新規に職員向けに人権啓発事業を立ち上げたことは高く評価できる。
		職員課	継続	市町村職員研修所において実施している、人権啓発研修においてLGBTIについて科目を実施しているが、受講者は0名であった。	市町村職員研修所の研修に職員を派遣し、性の多様性に関する基礎的知識の習得を図る。	d	市町村職員研修所の研修において、実施している研修に職員を派遣することができなかった。	引き続き市町村職員研修所へ職員を派遣し、性の多様性に関する基礎知識の習得に努める。	・なぜ、派遣できなかったのか。広報が不十分だったのか、職員が多忙でそもそも研修受講できない状況なのか、検討していただきたい。 ・特に上位の職の職員が受講することが望ましい。
		女性活躍支援担当	継続	市職員への性の多様性に関する研修の実施。	市職員における、性の多様性に関する理解を促進し、意識を高め、それぞれの業務に生かされることを目指す。	d	性の多様性に関する研修の実施にいたらなかった、今後啓発に努めたい。	今後も社会情勢や市民ニーズを考慮しつつ、学習機会の提供を図る。	・特に上位の職の職員が受講することが望ましい。 ・通常業務もある中でも、可能な範囲で研修受講できるよう考慮する必要がある。
		指導課	継続	教員が児童・生徒に、性の多様性について適切に指導できるよう、人権教育の視点に基づき、校内研修会を実施した。	男女平等意識に基づく教育の推進	a	東京都教育委員会作成の「人権教育プログラム」を活用した校内研修会を実施した。	引き続き、性の多様性について人権教育の視点に基づき、研修会を実施する。	・可能な範囲で多くの職員が受講する必要がある。

目標Ⅱ 女性活躍とワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進【昭島市女性活躍推進計画】

施策の方向	目標指標	プラン策定時(令和元年)	目標値(令和7年)	目標値(令和12年)
4 あらゆる分野における女性活躍の推進	市職員女性管理職の割合	18.3%	20.0%	30.0%
	委員会・審議会等における女性委員の割合	30.1%	35.0%	40.0%

主要施策				
①女性の活躍推進に向けたポジティブ・アクションの普及啓発	担当課評価の点数合計	5/6 (83.3%)	委員会評価の説明・評価のポイント	男女共同参画と銘打ち女性が重点的に語られているが、今後は男性も含めるように変えていく必要がある。コロナ禍でも積極的に展開しており、高く評価できる。しかし、まだ認知度は高いとは言えない状況であると感じるので、継続して広報されたい。
	委員会の評価	優		

男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					取組に対する委員会のコメント
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	
17	ポジティブ・アクションの推進についての周知・啓発	産業活性化課	継続	関連法の周知・啓発及びポジティブ・アクションの啓発として「雇用平等ガイドブック」「働く女性と労働法」をはじめ厚生労働省や東京都が作成している印刷物等を本庁及び勤労商工市民センター等に設置して、市内事業者への意識づけに努めた。(実施を予定していた街頭労働相談は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止)	広報紙、パンフレット等の情報提供による啓発	b	厚生労働省や東京都が作成しているパンフレット等を事業者の目につきやすい場所に展示し、企業や事業所などに対して、ポジティブ・アクションの推進について啓発し、意識づけを行った。	継続して実施する。(通行人に直接呼び掛けを行う街頭労働相談は、有効な啓発活動だが、新型コロナウイルス感染症の影響により、共催先の東京都労働相談情報センターの判断で実施できなかった。)	・コロナ禍で活動範囲が限られる中、これまでとは異なるアプローチを行っている点は評価できる。ポジティブ・アクション自体が女性に限定するものではなく、今後対応に期待したい。
		女性活躍支援担当	継続	情報誌Hiあきしま52号や関連パンフレット等を活用し、ポジティブ・アクション推進についての周知・啓発を行った。	ポジティブ・アクションの啓発を図る。	a	情報誌Hiあきしま52号で特集を組み情報提供を行うとともに継続して関連団体事業の広報を行った。	今後も編集委員の意見を取り入れながら、情報誌の記事掲載による情報提供等の対応を検討したい。	

主要施策				
②女性のキャリア形成に向けた支援	担当課評価の点数合計	15/21 (71.4%)	委員会評価の説明・評価のポイント	情報提供や広報は継続して実施していただきたいが、その方法や効果などは毎年検証し、より効果的なものを実施していく必要がある。
	委員会の評価	良		

男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					取組に対する委員会のコメント
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	
18	家庭・地域・学校等におけるキャリア教育の推進	女性活躍支援担当	継続	情報誌Hiあきしま52号に、キャリアサポートの記事を掲載し、啓発を実施した。また、交流スペースに起業や再就職に関する男女共同参画セミナー等のチラシを配架し、情報提供に努めた。	起業や再就職等を希望する女性に対して、情報提供の充実を図る。	b	創業セミナーやワンストップ創業相談を行い、身近な施設で起業のための情報提供を整えている。	社会情勢に即応した情報提供を実施しているよう検討する。	・以前と比較し、外部機関、近隣自治体との連携が図られており、今後もこの流れを継続していただきたい。 ・支援が必要なのは女性に限定されたものではなく、将来的に、その点への対応を図られたい。
		指導課	継続	各学校のキャリア教育全体計画に基づき、推進する。特に、中学校においては職場体験を実施する。	子どもたちが希望をもって自立的に自分の未来を切り拓いていくために、社会の変化に対応していく力や態度、望ましい労働観・職業観を育成する。	b	小学校、中学校において指導計画に基づき、確実に実施した。	新学習指導要領の内容を踏まえて各学校の指導計画を改善していく。また、キャリア・パスポートを活用した指導を推進していく。	・これからキャリアを築いていく中・高生への効果のある育成は最重要と感じる。

19	女性の就業・再就職のための啓発及び相談支援	産業活性課	継続	①あきしま就職情報室をハローワークと共催で開室(勤労商工市民センター内)。 ②マザーズハローワーク立川主催の「マザーズセミナー」「女性就業支援プログラム」、女性しごと応援テラス 多摩プラチ(東京しごとセンター多摩)主催の「女性のための再就職セミナー」「子育て女性向けセミナー」等のチラシを本庁及び勤労商工市民センター等に設置し、周知を実施。 ③令和4年度、女性しごと応援テラス 多摩プラチと共催でセミナーを実施するため準備を進めた。 ④あきしま雇用労働相談を実施(毎月第2土曜日)。 ⑤マザーズハローワーク、女性しごと応援テラス 多摩プラチの周知を行い、専門家への相談機会の周知を実施。	ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、情報の提供に努める。	b	①④身近な場所で雇用・労働に関する相談をできる場所の周知を行った。 ②③ハローワーク立川やしごとセンター多摩が主催するセミナーの周知に努めるとともに、来年度、新規で共催実施することになった再就職支援セミナーの実施に向けて準備を行った。 ⑤身近な施設で雇用・労働に関する相談体制を整えている。	引き続き、継続して行うとともに、来年度は、再就職支援セミナーを共催で実施する。	・評価の理由、事業の効果欄には周知したことでのような効果があったのかを記載していただきたい。 ・十分取組ができている。就職したい女性にとって心強い。 ・充実した内容であればである必要はないと思われるため、次年度以降の主管課評価では実質を見ていただきたい。
		福祉総務課	継続	くらし・しごとサポートセンターにおいて、女性の就業・再就職のための相談支援の充実を努めた。	女性の就業・再就職のための啓発、相談支援の充実を努める。	b	相談者の相談状況は様々であり、一概に「十分」又は「概ね十分」との評価はできないため。コロナ禍において、相談者が急増する中、就労支援や住居確保給付金制度の活用など、ある程度の対応を図ることができた。	引き続き、相談者の状況に応じた就労支援等に努める。	・創業希望者の発掘のためにも、市民にもっと周知してほしい。 ・土曜日の特設相談も開催し、良くやっていると思う。
		女性活躍支援担当	継続	男女共同参画センターにおける相談全般を通し、相談体制を確立している。別途特設相談会【①働く相談】を開催。情報誌Hiあきしま52号にはキャリアサポートの記事を掲載、情報提供に努めた。また、男女共同参画センターに起業や再就職に関するセミナー等のチラシを配架し、情報提供を実施した。悩みごと相談等【令和3年度女性の就職に関する相談64件】	起業や再就職を希望する女性に対して、情報提供や相談体制の充実を図る。	a	男女共同参画センターの悩みごと相談の中で対応するほか、土曜日の特設相談も開催し、必要に応じて関係機関を紹介している。	相談体制の充実について引き続き検討する。	
20	女性の起業・創業のためのキャリア形成、相談支援の充実	産業活性課	継続	①ワンストップ創業相談窓口の実施(毎月第3木曜) ②創業セミナーの実施 ③TOKYO創業ステーションTAMA及びセミナーの周知	創業希望者の発掘、専門家への相談機会の確保、セミナーによる啓発	b	①②ワンストップ創業相談、創業支援セミナーを行い、身近な施設で起業のための相談体制を整え、情報提供を実施している。 ③創業について専門的に相談できる、近隣施設の周知を行った。	引き続き、継続して行う。	・事業を継続して実施するに当たり、効果を検証して、市民のニーズを考慮していくことが必要である。 ・創業希望者の発掘のためにも、市民に向けてさらに周知されることを望む。 ・セミナー等を実施することで相談、情報提供を受けられることにより、本人の支えになる。
		女性活躍支援担当	継続	男女共同参画センターに起業や創業に関するセミナー等のチラシを配架し、情報提供に努めた。	起業や再就職を希望する女性に対して、情報提供や相談体制の充実を図る。	b	案内については、常に最新のものを配架し、情報提供している。	相談体制の充実について引き続き検討する。	

主要施策									
③市職場内及び市主催事業、審議会等における女性参画の推進		担当課評価の点数合計	3/3 (100%)	委員会評価の説明・評価のポイント	目標値を前倒しでクリアしており、大変素晴らしい。設定された数値目標の変更は不可能であると理解するが、新たな目標値の設定を期待する。				
		委員会の評価	優						
男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	取組に対する委員会のコメント
21	市女性管理職の登用、審議会等における女性委員比率の向上	職員課	継続	第四次昭島市職員次世代育成支援プランに女性管理職の目標値を掲載するとともに、人事評価制度や研修等を通じて人材育成に努めた。なお、令和3年度の女性管理職の割合は、24.3%であった。 【令和2年度状況】 女性管理職の割合:20.8%	女性職員の能力を積極的に活用し、性別にとらわれない職員の登用を推進する。	a	人事評価制度や研修等により女性管理職の登用に力を入れている。【前年度比較】 女性管理職の割合:+3.5%	第四次昭島市職員次世代育成支援プランにおける女性管理職の目標値は達成した。引き続き、人材育成を図る。 【プランにおける目標値】 令和3年4月1日時点:20%	・市として掲げた取組の効果が可視化され、性別にとらわれないこと、本人の希望や能力により平等な参画が大切であることから、高く評価できる。

主要施策										
④地域における女性リーダーの育成				担当課評価 の点数合計	10/12 (83.3%)	委員会 の評価	良	委員会評価の説明・評価のポイント	地域団体で活動することは、家庭や仕事とのマルチタスクとなる。幼い子どもを抱えながら、活動に積極的に参加することは、相当の負担となり、家族のサポートも必要になることである。一方団体によって、例えばPTA等は男性の参画が望まれる。 女性の参画率向上のためにどのようなことに取り組んだか不明である。多様な意見を取り込むために意識していることは評価できるが、まだまだ女性の参画率が高いとは言えない状況である。数字を向上させることは大切だが、まずは個人の考えを尊重することが重要であることは忘れてはいけない。	
				男女共同参画プランの内容					令和3年度 担当課の取組状況	
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	取組に対する委員会のコメント	
22	女性リーダー育成	生活コミュニティ課	継続	自治会連合会を通じて、女性の参画を促した。	地域団体の役員等への女性が参画することにより、女性の視点での意見を取り入れる。	b	自治会の会長職に占める女性の割合は18.6%である。自治会の役員人事については自治会が決定している。	自治会の役員人事については各自治会が決定している。市では決定権が無いため引き続き自治会連合会を通じて女性の参画を促していく。	・決定権は、各団体、自治会にあるため、すぐには改善できないのが課題。 ・継続した啓発活動に期待する。 ・女性の割合がもっと占めていると理解していたが、思いのほか少ないことに驚いている。	
		女性活躍支援担当	継続	男女共同参画情報誌の編集委員を公募し、女性にも編集作業に携わってもらうことで、女性リーダーの育成に繋げ、さらにその情報誌の配布により、市民意識の向上を図る。	自治会や地域団体等において、リーダーとして活躍する女性の増加を図る。	a	年2回発行の情報誌の中で市内で活動している女性を取り上げ、R3年度は市内の施設等で活躍している女性のインタビュー記事を掲載。女性活躍推進事例の紹介の場として機能している。	今後も女性リーダーの育成に関する取組について、関連部署・関係機関と連携しながら進めていきたい。	・女性リーダー育成のための啓発を引き続き図られたい。	
23	女性リーダー活躍の促進	生活コミュニティ課	継続	自治会連合会を通じて、女性の参画を促した。	地域団体の役員等への女性が参画することにより、女性の視点での意見を取り入れる。	b	自治会連合会の三役に占める女性の割合は16.6%である。自治会の役員人事については自治会連合会が決定している。	自治会連合会の役員人事については自治会連合会が決定している。市では決定権が無いため引き続き自治会連合会を通じて女性の参画を促していく。	・地域団体の女性参画率が低い。多様な意見を反映させるためにも女性の参画率向上は必須である。 ・女性の参加は多数でも、リーダー層は男性が多いということがあり、啓発を進めていただきたい。家事育児は女性の仕事であるという意識があるため、女性が地域活動に参加をした場合でも、その間男性に家事育児等を分配していないということでもあるので、その点の意識の改革をどのようにしていくのかということが必要となる。	
		女性活躍支援担当	継続	男女共同参画関連団体からの情報も参考にし、事業運営の参考とした。	自治会や地域団体等において、リーダーとして活躍する女性の増加を図る。	a	自治会や地域団体等において、リーダーとして活躍する女性の増加を図っている。	引き続き女性リーダーの活躍の促進に関する取組について、関連部署・関係機関と連携しながら進めていきたい。	・力強く進めていただきたい。	

施策の方向				目標指標		プラン策定時(令和元年)	目標値(令和7年)	目標値(令和12年)	
5 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの実現				「【職場】における男女の待遇や立場が対等になっていると感じる」人の割合		女性26.3% : 男性27.7%	女性27.0% : 男性27.0%	女性30.0% : 男性30.0%	
				市職員における男性の育児休業の取得率		31.3%	35.0%	40.0%	
主要施策									
①ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方の推進				担当課評価 の点数合計	10/15 (66.7%)	委員会評価の説明・評価のポイント	<p>「ワーク」と「ライフ」の両立を図るため、どちらに対しても一生涯懸命となり、疲弊する状況が起こっているように感じる。男女問わず、仕事から一旦離れたとしても、キャリアの中断が生じないシステム(社会)が必要となってくる。市が率先して革新的なシステムを推し進めてくれることを期待したい。</p> <p>現場の職員の声をしっかりと拾い、職員が真に働きやすい職場を作ることが上の人の使命でもあるため、良い形で進めていきたい。</p> <p>子どもがいない家庭や、シングルの方は「男女共同参画は自分たちにとってはマイナスである」というイメージになりかねない。ワーク・ライフ・バランスで育児休業を取る人が増えれば増えるほど、仕事のしわ寄せがくるという形に捉えられてしまうことも視野に入れて考えていく必要があり、それに相応する部分の手当等をしかるべく行い、「全員の仕事と生活の両立」を図らなければ、社会の分断を招いてしまう。</p>		
				委員会の評価	良				
男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	取組に対する委員会のコメント
24	ワーク・ライフ・バランスについての啓発	職員課	継続	第四次昭島市職員次世代育成支援プランに年次休暇の取得日数や時間外勤務の時間数の目標値を掲載するとともに、年次休暇の取得促進やノー残業デーの設置を行い、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行った。夏季休暇の取得に合わせ、休暇取得キャンペーンの実施・ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの実施 月2回のノー残業デーの実施	ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動。	b	ワーク・ライフ・バランスの啓発を図ったが、コロナウイルス感染症の影響で、年次有給休暇の取得日数の減少や時間外勤務時間数が増加したという結果になった。	引き続きワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動や職場環境の整備を図っていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・男性が育休を取得するという数字上の問題ではなく、家事や育児を積極的に協働し、家族や家庭の負担が軽減されていなければ本来の目的ではないと捉える。 ・昨今は男性が育休を取ることが認知されてきている。 ・コロナ禍で行政の業務量が増大したことが要因であるとは考えるが、時間外勤務時間数が増大しているのであれば、評価は適切ではない。 ・コロナ禍のような状況であれば、今やなくていいことは休止し、業務量の調整をしなければワーク・ライフ・バランスの推進は達成できない。 ・推進のための啓発活動は今後活かされる可能性が高い。
		産業活性課	継続	東京都が主催する子育てママが再び働くための応援イベント(レディGO!)のチラシを本庁及び勤労商工市民センターに設置し、セミナー及びイベントの周知を図った。	ワーク・ライフ・バランスの普及、セミナーによる啓発	b	近隣市で開催するセミナーの周知に努めた。	引き続き、継続して行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発の効果はすぐに出るものではないと考えられるため、引き続き期待したい。ただ、5~10年前に比べるとだいぶ浸透していると評価できる。
		女性活躍支援担当	継続	情報誌において、令和3年度からの10年計画である男女共同参画プランにおけるワーク・ライフ・バランスや女性しごと応援テラスについて掲載する等啓発を進めた。 男女共同参画ルームに関連書籍を配架した。	啓発によりワーク・ライフ・バランスの普及を推進する。	b	情報誌に掲載することで、ワーク・ライフ・バランスの啓発を図った	今後も引き続き、啓発方法を検討しながら、推進を図っていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・育休等はもはや取っただけではなく、家族である配偶者や子どもに還元されるべきである。
25	多様な働き方に関する普及啓発	産業活性課	継続	東京都労働相談情報センターとの共催事業である「多様な働き方セミナー」(11/24.29)(2/17.22)の周知に努めた。また、「家庭と仕事の両立支援ポータルサイト」の周知に努めた。	制度の周知や共催セミナー実施による啓発	b	隣接地域にある東京都労働相談情報センターと共催でセミナーを開催、周知し、参加を促した。また、多様な働き方に関するポータルサイトの周知に努めた。	引き続き、継続して行う。	
		女性活躍支援担当	継続	情報誌において、女性しごと応援テラスを掲載し、自分に合った仕事探しについての啓発を進めた。	職場におけるワーク・ライフ・バランスが推進されるよう、多様な就労形態の普及、啓発に努める。	b	今回は女性に特化した案内であった。男女に関わらず、多様な働き方に関して啓発していきたい。	今後も継続して、情報誌や講演会などにより啓発を図る。	

主要施策												
②事業所におけるワーク・ライフ・バランスについての意識啓発				担当課評価 の点数合計	11/15 (73.3%)	委員会評価の説明・評価のポイント	最終的な決定は各事業所に委ねられるため、取り組みの効果は見えにくいですが、引き続き啓発を進めていただきたい。 経営の悪化や慢性的な人員不足など解決が困難である現状もある中で、意識の向上に努められていると評価できる。					
				委員会の 評価	良							
男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況								
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	取組に対する委員会のコメント			
26	事業所への働きかけと支援	産業活性化課	継続	東京働き方改革推進支援センター案内チラシや働きやすい職場環境づくりのための奨励金・助成金等のパンフレット、働きやすい職場環境づくりのための研修会等のチラシを本庁及び勤労工市民センターに設置し市内事業者へ意識づけを行った。また、隣接地域にある東京都労働相談情報センターで開催するセミナーを周知し、参加を促した。	事業所に対する、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進	b	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスに関するチラシ等を設置し、市内事業者へ意識づけを行った。	数年の啓発の効果あり、事業所において、意識として浸透しているものの、中小企業者では慢性的な人手不足、更に新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化も見受けられ、実施には困難な様子も見受けられる。	・挙げられた課題は、行政の立場から解決に向けた取り組みは困難なように感じる。 ・この内容であれば、担当者評価はaでも良い。 ・事業所の状態により実施が困難であっても、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進が意識として浸透している点に価値があると考えられる。			
		女性活躍支援担当	継続	情報誌Hi.あきしま52号に令和3年度からの10年計画である、男女共同参画プランについて掲載し、商工会へ配付し事業所への周知に努めた。	職場におけるワーク・ライフ・バランスが推進されるよう、普及、啓発に努める。	b	働きやすい職場づくりについての情報提供、啓発に努めたい。	啓発方法等について、どのような体制をしていくべきか検討をしていきたい。				
27	育児・介護休業制度の普及啓発	産業活性化課	継続	No. 26に同じ。	事業所に対する、育児・介護休業制度の推進	b	育児・介護休業制度に関するチラシ等を設置し、市内事業者へ意識づけを行った。	No. 26に同じ。				
		女性活躍支援担当	継続	情報誌Hi.あきしま52号に令和3年度からの10年計画である、男女共同参画プランについて掲載し、商工会へ配付し事業所への周知に努めた。	職場におけるワーク・ライフ・バランスが推進されるよう、育児・介護休業制度の普及、啓発に努める。	b	育児・介護休業制度についての情報提供、啓発に努めたい。	普及啓発方法について検討し、対応をしていきたい。				
28	市男性職員に対する育児・介護休業の取得促進	職員課	継続	第四次昭島市職員次世代育成支援プラン、子育てに関する休暇等のハンドブックや男性の育児休業取得資料などに加え、男性職員に育児に特化した「昭島市職員イクメンパンフレット」や対象者への声掛け等により育児休業等の取得促進に努めた。 育児休業取得男性職員15名	男性の育児休業等の取得促進を図り、男女共同参画への理解を深める。	a	男性職員の育児に特化した「昭島市職員イクメンパンフレット」や対象者への声掛け等により、男性職員の育児休業等の取得促進に努め、令和3年度は昨年度に比べ取得者が大幅に増え、15名が取得し、取得率は78.9%となった。 【前年度比較】 育児取得男性職員+12名	引き続き、男性職員を対象に育児休業等に係る制度の説明を行い、取得促進に努める。	・パンフレットの作成や育児休業取得者が増加している点は評価できるが、イクメンが目立つということではなく、男性が自然に家事育児をする社会を期待する。 ・取得促進とともに、取得した本来の目的について理解促進も実施していただきたい。 ・男性の育児、介護休業は女性の負担が少なくなると想定されることから推進に努めていただきたい。			

施策の方向	目標指標	プラン策定時(令和元年)	目標値(令和7年)	目標値(令和12年)
6 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの実現	「【家庭生活】における男女の待遇や立場が対等になっていると感じる」人の割合	女性31.4% : 男性48.4%	女性35.0% : 男性50.0%	女性40.0% : 男性55.0%
	保育所の待機児童数	12人	5人	解消を目指す
	学童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	15人	5人	解消を目指す

主要施策		担当課評価の点数合計		委員会評価の理由・評価のポイント
①子育て支援サービスの推進		21/24 (87.5%)	優	

男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					取組に対する委員会のコメント
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	

29	保育サービスの推進	子ども子育て支援課	継続	<p>待機児童については、既存施設の増改築に伴う定員増及び、認可外保育施設利用負担軽減補助金など多様な保育施設の利用の選択肢が増えたことにより、一定の解消を図った。</p> <p>定員数2,869人、待機児童数13人(令和4年4月1日時点)【前年度実施状況】定員数2,891人待機児童数15人</p> <p>一時預かり保育24園</p> <p>定期利用保育2園</p> <p>障害児保育全園(地域型を除く)</p> <p>休日保育1園</p> <p>時間外保育(延長)24園</p> <p>病児保育1か所、病後児保育1か所</p> <p>子どもトワイライトステイ1か所</p> <p>【前年度(R2)実施状況】</p> <p>一時預かり保育24園</p> <p>定期利用保育2園</p> <p>障害児保育全園(地域型を除く)</p> <p>休日保育1園</p> <p>時間外保育(延長)24園</p> <p>病児保育1か所、病後児保育1か所</p> <p>子どもトワイライトステイ1か所</p>	<p>待機児童の解消に向け、教育・保育施設等の整備を行い、保護者が安心して子育てや社会参画できる環境を整える。</p> <p>保護者の諸事情に対応した保育サービスを実施することで、仕事と子育ての両立を図れるようにする。</p>	b	<p>既存施設の改修に伴う定員の増や認可外保育施設利用負担軽減補助金の活用により、多様な保育施設の選択肢が増えた。しかし社会復帰を希望する保護者は多く、一部の年齢の待機児童の解消には至らなかった。</p> <p>定期利用保育事業の実施により、保護者のニーズに応じた更なる保育サービスの提供ができた。</p>	<p>待機児童については引き続き、保育需要の見込みに応じた施設の確保計画を検討・実施し、子育て世代の支援に努める。</p> <p>地域で差のない子育て支援事業を展開し、仕事と子育ての両立を図れるよう、引き続き事業の見直し、検討を進める。</p>	<p>社会復帰を希望する保護者が増加する中で、待機児童数15人は十分評価できる。</p> <p>待機児童0%になるよう期待する。</p>
----	-----------	-----------	----	---	---	---	---	--	--

30	子育て支援サービスの充実	子ども子育て支援課	継続	<p>実施主体である社会福祉協議会との連携を密にし、事業を推進する。</p> <p>協力会員319人、利用会員292人</p> <p>両会員4人、活動件数1933回</p> <p>【前年度(R2)実施状況】</p> <p>協力会員300人、利用会員315人</p> <p>両会員6人、活動件数1,635回</p>	<p>市内に居住する子育て世帯の仕事と子育ての両立のための環境を整備し、併せて地域の子育て支援及び児童福祉の向上を図る。</p>	a	<p>新型コロナウイルス感染拡大予防のため利用会員と協力会員双方の安全に努めながら、子育て支援サービスの充実を図った。</p>	<p>受託業者との連絡会を実施するほか、日頃から情報共有に努め、利用会員、協力会員のニーズを把握し、引き続き事業の促進を図る。</p>	<p>支援サービスが充実していると評価できる。</p>
----	--------------	-----------	----	--	--	---	---	---	-----------------------------

		子ども育成課	継続	<p>保護者が病氣、育児不安、冠婚葬祭など、一時的に子どもの養育が困難な状況になったときにお預かりする事業。</p>	<p>育児不安など養育に困っている保護者の負担軽減や、相談先の確保を図ることで児童虐待の未然防止、予防に努める。</p>	a	<p>育児不安を抱える母親のメンタル維持に対応できた。</p>	<p>あいぼう改修時の事業実施場所の確保、里親を活用したショートステイ事業の実施検討</p>	<p>ショートステイの充実は評価できる。</p>
--	--	--------	----	--	--	---	---------------------------------	--	--------------------------

31	学童クラブの充実	子ども子育て支援課	継続	<p>学童クラブの申請状況に応じて、登録可能数の増加を検討する。 登録可能数：1,382人、待機児童数：17人(R3.4.1時点) 【前年度(R2)実施状況】登録可能数1,382人 待機児童数37人(R2.4.1時点)</p>	学童クラブ待機児童の解消を図ることにより、放課後児童の安全で安心な居場所の確保に努める。	b	<p>待機児童数は対前年度比20名の減であったが、地域的な偏りがある。待機児童が発生した全学童クラブで待機児童が解消されたのは、11月末であった。</p>	<p>地域性を考慮するとともに、学校と連携し余裕教室等の活用を検討するなど、引き続き児童一人当たりの専用区画の面積を確保しながら、登録可能数の増加を検討する。 また、学童クラブ入会児童の学年の引き上げについては、国や東京都の指針等、各市の動向をみながら検証していく。</p>	・学年の引き上げより待機学童0を期待する。
32	子育て支援に関する啓発・情報提供及び相談支援の充実	子ども子育て支援課	継続	<p>乳幼児支援制度案内「きらり」等で、子育てに関する情報提供のほか地域子育て支援拠点事業を実施し、育児講座や季節の行事、育児相談、サークル支援等を実施した。 子育てひろば 2か所、つどいのひろば 4か所 幼稚園 7園、保育園 23園 【前年度(R2)実施状況】 子育てひろば 2か所、つどいのひろば 4か所 幼稚園 7園、保育園 23園</p>	子育ての不安や悩みを気軽に相談でき、親子交流の場で、同じ悩みを持つ者同士のつながりを作ることで、安心して子育てに取り組める環境整備を図る。 さらに支援の必要な人には、適切な支援につなげることができるよう、情報提供をし、前向きに育児に取り組めるよう努める。	a	<p>乳幼児支援制度案内「きらり」は好評で、妊娠期からの配付も含め、多くの子育て世帯の方に活用されている。 発行部数：2382部 【前年度(R2)実績】2236部 ひろば事業は、コロナ感染予防のため利用制限を設けているが、子育て家庭の不安に寄り添いながら実施した。</p>	他機関と連携しながら、よりよい子育て支援に向けた情報提供ができるよう、乳幼児支援制度案内「きらり」の内容を見直していく。ひろば事業については、より多くの方が利用しやすく、安心して子育てできる環境整備に向け、引き続き検討及び計画を進めていく。	
		健康課	継続	<p>①子育てに関する情報提供や、親同士の交流により情報共有の場となる離乳食講座(前期、後期食)、乳幼児個別相談、初めての歯磨き教室、乳幼児個別歯科相談を開催。 ②市民の健康度に合わせ、子育てのリスクの高い家庭を対象に、親子の絆作り事業、ハイリスク親支援グループを開催した。</p>	①保護者へ子育てに関する正しい情報を伝えるとともに、講座に参加した保護者同士が交流できる場を提供する。 ②育児に悩む保護者同士で共有することで孤立感を防止し、グループの共助で子育てをしていく力を育成する。	b	<p>①講座を通して子育てに関する正しい情報提供を行うことで、保護者の不安の解消につながった。 ・離乳食講座の後期は保育付きで実施し、母親が講座に集中できるように実施した。 ②親子絆作り事業、ハイリスク親支援グループは、心理士がファシリテーターとなり、安心が保障されたグループの中で母親が感じている育児困難感や夫婦関係等について語り合うことにより、親同士が自分の力を引き出すことで、孤立化の予防につながった。 【R3実績】①子育てに関する講座・相談：参加者343組 ②ハイリスク親子支援グループ：参加者 17組 【R2実績】 (1)子育てに関する講座：参加者191組 (2)すこやか親子講座：新型コロナウィルス感染対策のため中止</p>	<p>事業を通し、地域で母親の孤立化を防止し、育児が負担とならないよう、子育て支援を継続する。 働く世代が課題を解決できる取組を検討する。</p>	・非常に価値ある取組みであり、開催日時や内容、開催形態の選択肢を増やしてより多くの方に参加してもらいたい。 ・親にとっても、心の不安に寄り添う事業であり評価できる。
		子ども育成課	継続	3年に一度内容を見直し、市内の子育て世代に向けてハンドブックを作成し配布をした。	令和2年に内容を刷新し、子育て世代にハンドブックを配布した。	a	様々な子育て情報などを市民に周知啓発ができた。	他部署が発行している同様の冊子との内容を精査し、整理していく。	
指導課	新規	アキシマエシスに、教育発達総合相談窓口を設置し、主に就学前から18歳までの継続した相談を受けている。	子ども家庭支援センターや、児童発達支援担当などの関係機関が連携し、児童・生徒へ一貫性のある切れ目のない支援を行う。	a	就学相談や教育相談等の中で必要に応じて関係機関と連携を密に図りながら、相談業務を進めることができた。また、特別支援教育の理解啓発のための講演会を2回開催した。	市民向けの特別支援教育に関する講演会や、就学相談説明会を継続して行っていく。また、子育てサポートファイルの保護者への周知を継続して行うとともに、市内の幼稚園・保育所等や市立小・中学校へ周知し、保護者へ子育てサポートファイルの活用を促していく。			

目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と被害者支援【昭島市配偶者暴力対策基本計画】

施策の方向	目標指標	プラン策定時(令和元年)	目標値(令和7年)	目標値(令和12年)
7 配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援の充実	配偶者から暴力を受けたことがある人の中で「相談した」ことがある人の割合	女性23.8% : 男性7.6%	女性25.0% : 男性10.0%	女性30.0% : 男性15.0%

主要施策		担当課評価の点数合計	11/12 (91.7%)	委員会評価の説明・評価のポイント	<p>啓発活動は良好である。一方、関心のある人には届き、そうでない人にどう届けるかが引き続きの課題となる。加害者は自分のしていることが暴力にあたるかどうか認識がない場合、広報等を目的とした際にDVに当たるかどうかを考えるきっかけにもなるので、被害者救済とともに加害者意識のない人が認識できるよう、幅広く様々な普及啓発を実施し加害者の行動の修正につなげていただきたい。モニタリング調査の結果を見ても、現状維持となっている。一步進んだ取り組みを期待したい。啓発することの大切さを認識し「無駄ではないか、効果がないのでは」と思わずに継続していくことが大切である。被害を受けている人は自分で声をあげるのが難しい心理状態である。周りの方が気付きこれは異常であることであると、一緒に相談していくということが非常に重要である。</p>
①暴力の未然防止・早期発見		委員会の評価	優		

男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					取組に対する委員会のコメント
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	
37	配偶者等からの暴力防止のための広報・啓発	女性活躍支援担当	継続	(1)広報誌11月1号・HP・Twitterに「女性に対する暴力をなくす運動」を掲載。 (2)情報誌Hi.あきしま52号に掲載し啓発した。 (3)職員研修の開催 DV(配偶者等からの暴力)被害者への対応について【受講者290人】 (4)通常の相談業務のほかに、12/3・12/7にDV相談窓口を開設し。改めてDVについての相談を呼びかけた (5)アキシマエンス国際交流教養文化棟のくじらレブリカをパープルライトアップし啓発。	配偶者等からの暴力の防止に向けた情報提供等の実施により、配偶者等からの暴力の根絶に努める。	a	広報紙の全戸配付や職員研修で啓発に努めた。また、研修終了後アンケート調査を実施し、習熟度を確認した。	引き続き、広報紙掲載、セミナーの開催等、啓発に努めていきたい。ターゲットとなる方々に情報を届けるために、内容や手段等について検討していく。	・DV相談窓口等は、定期的に広報誌に掲載するなど、多くの市民に周知できるよう継続した広報を期待する。 ・広報誌の全戸配付など積極的な広報が評価できる。 ・研修後にアンケートを行い、習熟度の確認を行っている点は評価できる。他人事になりがちなDV防止について真摯に取組んでいる点を評価する。
38	家庭・地域・学校における人権教育・暴力を容認しない意識づくりの推進	秘書課	継続	配偶者等からの暴力を含む女性の人権や、犯罪被害者等の支援に関するパンフレットなどを窓口等で配布及びホームページに掲載。	配偶者からの暴力等は、犯罪となる行為も含む人権侵害であることを周知し啓発を図る。	b	法務省の人権啓発活動強調事項17項目のうち「女性の人権を守ろう(配偶者からの暴力)」及び「犯罪被害者等の人権」の中で一定の周知ができた。	引き続き、パンフレットやホームページで周知していく。	
		女性活躍支援担当	継続	(1)職員研修の開催 DV(配偶者等からの暴力)被害者への対応について【受講者290人】 (2)情報誌Hi.あきしま52号に掲載し周知に努めた。	人権保護・暴力を容認しない意識づくりの啓発を行う。	a	市民に接する市職員が、多く受講することにより、有効な被害者支援をにつなげる。	情報誌、広報紙掲載、セミナーの開催等、多方面への啓発に努めていきたい。ターゲットとなる方々に情報を届けるために、内容や手段等について検討していく。	
		指導課	継続	各教科等の学習や日常生活指導を通して、道徳教育、人権教育、性教育の充実を図り、偏見や差別、暴力を許さない心情を育む。	学校教育の中で指導を充実させるとともに、子ども家庭支援センター等の関係機関と連携を深めることで、家庭の状況等も情報共有しながら、児童・生徒に心身の健康等について指導する。	a	日常生活指導の継続、生活指導主任会における情報共有、子ども家庭支援センターや警察署等との連携を通して、推進することができた。	今後も、他部課と連携を図りながら、取組を推進する。	

主要施策				令和3年度 担当課の取組状況						
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	取組に対する委員会のコメント	
②若年層への意識啓発と教育の推進				担当課評価の点数合計	3/3 (100%)	委員会評価の説明・評価のポイント	<p>様々な施策を実施しており評価できる。委員会では、以前から若年層への啓発としてインターネットの活用等を提案しており、Twitterを活用した取組は一步前進した。今後はFacebook、Instagram、YouTube等へと拡大できればなお良い。それに加えてアナログな啓発手段も必要である。</p> <p>施策名が若年層への意識啓発と教育の推進となっているが、取組内容からターゲットが若年層であるとは感じづらい。</p> <p>若年層がターゲットであるなら教育機関等からも意識啓発と教育を実施していく必要がある。</p> <p>デートDVということが自分のことであると気付けない方も多いため、ポスターや多様な媒体で具体的に紹介し、加害者にも被害者にもならないよう各関係機関・部署と連携し啓発を行っていただくことを要望する。</p>			
				委員会の評価	良					
男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況						
39	デートDV・JKビジネス等防止啓発	女性活躍支援担当	継続	<p>(1)広報紙(11/1号)及びTwitterに「女性に対する暴力をなくす運動」を掲載。</p> <p>(2)情報誌Hi.あきしま52号に掲載し周知に努めた。</p> <p>(3)市施設トイレにデートDV・JKビジネス等被害防止及び相談先記載の案内カードを設置し、啓発を実施。</p> <p>(4)アキシマエンシス国際交流教養文化棟のくじらレプリカをパープルライトアップし啓発。</p>	子ども達をデートDV等の暴力被害から救うために、人権啓発を進める。	a	情報提供に努めた。	対象者に効果的に伝わるよう、情報提供の手段の検討に努める。	<p>・広報誌とTwitterという性質の違う媒体に掲載し、様々な年齢に情報提供している点が評価できる</p> <p>・トイレにカードを設置して啓発を行うアイデアは素晴らしい。</p> <p>・年齢層によりターゲットが異なるが、最近のTwitterの利用者は40～50代とも言われており、情報媒体は変化しており、若年層はInstagramであったりする。全ての媒体を網羅することは難しいことであるが、一方でアナログ的な手段も必要である。</p>	

主要施策									
③配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立支援				担当課評価 の点数合計	18/21 (85.7%)	委員会評価の説明・評価のポイント	新規の取り組みが2項目あり、市として力を入れていることがわかる。事業の効果がさらに図られるよう期待する。男女共同参画センターが整備されたことにより、相談体制が充実し、相談件数が増えたことは評価できる。被害者情報の取扱いには十分留意されたい。		
				委員会の 評価	優				
男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	取組に対する委員会のコメント
40	被害者と子どもの安全確保及びケアに関する相談支援体制の充実	女性活躍支援担当	継続	相談者の状況に応じ、子ども家庭支援センター等関係する部署や機関と迅速に支援につなげられるよう、常に連携体制を整えている。	安全確保が必要な相談者が、安心して相談できるよう、庁内関連部署や関係機関での連携を図る。	a	相談時の適切な対応を図るとともに、男女共同参画の視点からも関連事業に取り組んでもらうため、庁内推進委員会等を通じ関係各課との連携を図った。	今後も、関係する部署の支援が必要な場合の連携を進める。	・横のつながりを強化し、連携を図っており高く評価できる。
41	高齢者・障害者の被害者への支援	介護福祉課	新規	介護福祉課及び地域包括支援センターで安否確認や虐待通報等を受付。	地域生活で認知症や虐待などによる権利侵害等の困難な状況にある高齢者に対し、実態把握をし、関係機関と連携し高齢者の安全確保と擁護者の負担軽減を図る。	a	介護福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会等が連携し、必要に応じてケース会議、成年後見制度の活用、老人福祉施設への措置等を実施。	引き続き老人福祉法及び高齢者の虐待防止法に基づく支援を実施する。	・支援のために事業を実施できていると感じた。 ・取組内容、件数ともに評価できる。
		障害福祉課	継続	日々の相談業務において配偶者等からの暴力に関する相談があった際は関係部署との密な連携を図っている。	日々の相談業務の中で配偶者等からの暴力に関する相談があった際は、速やかに関係機関と情報共有し、被害の未然防止等を図る。	b	配偶者等からの暴力に関する相談があった際は速やかに女性活躍支援担当課をはじめ関係機関との連携を図っている。	引き続き、配偶者等からの暴力に関する相談があった際は、被害の未然防止等に努めるため、速やかに関係機関と情報共有、連携をし、被害者への支援を継続する。	・相談が入った場合は早急に対応してほしい。 ・人によってはなかなか相談しづらいこともあるので、相談先が分かりやすいよう啓発に努めていただきたい。
		女性活躍支援担当	継続	DV等被害者支援庁内連携推進委員会及び専門部会を通して、相談者の負担感や二次被害の防止に配慮できるよう情報の共有と連携体制の確認を行う。	被害者の安全確保と個人情報の管理のため、庁内の連携方法について検討・確認をする。	a	庁内の連携機関において、DV等被害者支援庁内連携推進委員会専門部会を通じ、DV等被害者の情報共有の取扱いについて、より安全な方法について検討を重ね、共通認識することができた	引き続き、緊密な連絡体制や共通認識について確認するとともに、適切な運用を図る。	・個人情報の管理に細心の注意を払っていただくことを要望する。
		福祉総務課	継続	民生委員・児童委員協議会(障がい福祉部会)を通じて、障害福祉全般の研修等を実施し理解を深める。	地域の身近な相役である民生委員等への啓発を進めます。	c	新型コロナウイルス感染症の影響により、活動等に一定の制約を受ける中、生活・高齢・障がい福祉部会と合同で、研修会を実施することができた。	引き続き、障害者施策等に関する研修を実施するとともに、相談支援事業所などの関係機関とも連携し、理解を深める必要がある。	・コロナ禍で中止とすることなく、現状で、できる事業を実施できている。 ・民生委員の方が誰か分かりづらいため、簡明にしていきたい。
42	被害者の自立に向けた相談支援	生活福祉課	新規	生活保護基準に該当する被害者に対して関係機関と連携し、避難先等の支援を行い、自立に向けた支援を行う。	被害者の自立を支援する。	a	関係機関と連携し、自立に向けた支援を行った。	より緊密に関係機関と連携し、的確に個々の状況に合わせた対応を図る。	・支援のために事業を実施できている。
		女性活躍支援担当	継続	悩みごと相談等を通じ、それぞれの事例に応じた自立支援を提案し、必要な場合は他の部署と連携を図り、支援につなげている。 【R3年度 DV等相談件数 94件】	自立した生活が送れるよう、相談体制の充実を図る。	a	男女共同参画センターの各種相談の中で対応している。	引き続き、相談の中で支援体制を整備していく。	・DV等相談件数94件は少なくない数である。連携がとられて、公的支援の必要な案件となり、関係機関とつながっているのではないかと判断できる。

④ 被害者の安全確保のための関係機関の連携	担当課評価 の点数合計	10/12 (83.3%)	委員会評価の説明・評価のポイント	庁内の連携は図られているようだが、外部機関との連携がどれほど進められているかがわかりづらい。各関係機関との連携強化は相談者を守るうえで非常に重要であるため、引き続き継続していただきたい。
	委員会の 評価	良		

男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					取組に対する委員会のコメント
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	
43	市職員へのDV被害者 対応研修の実施	職員課	継続	市職員に対し、DV(配偶者等からの暴力)被害者への対応について動画視聴研修を実施した。 【受講者290人】	市職員によるDV被害の早期発見と支援につなげ、一人でも多くの被害者が適切な支援を受けられるよう努める。	a	DV被害の早期発見と支援に向け、より一層職員の意識の高揚が図られた。	引き続き、研修等を通じて職員の意識の醸成に努める。	・動画視聴としたことで多くの職員が受講できたことは評価できる。 ・継続している場合は、マンネリ化しないよう内容を変えるなど工夫をしていく必要がある。
		女性活躍支援担当	継続			a			
44	庁内連携体制の強化	女性活躍支援担当	継続	相談者の状況に応じ、関係部署の支援が必要な場合などに、迅速な支援につなげられるよう、常に連携体制を整えている。	安全確保が必要な相談者が、安全・安心に生活できるよう庁内での連携を図る。	b	コロナ禍により関係機関との連携会議を設定できなかったが、相談時の適切な対応を図るとともに、男女共同参画の視点からも関連事業に取り組んでもらうため、庁内推進委員会等を通じ関係各課との連携を図った。	今後も、関係する部署の支援が必要な場合の連携を進める。	・対面が困難な場合はリモート会議と書面会議を併用するなど、時期を失しないような工夫が必要である。コロナだからと言って諦めることのないように実施していただきたい。
45	各関係機関との連携強化	女性活躍支援担当	継続	相談者の状況に応じ、関係機関の支援が必要な場合などに、迅速な支援につなげられるよう、常に連携体制を整えている。	安全確保が必要な相談者が、安全・安心に生活できるよう各関係機関との連携を図る。	b	相談時の適切な対応を図るとともに、情報共有しながら各関係機関との連携を図った。	関係する各機関との連携を引き続き継続する。	・各関係機関との連携強化は相談者を守るうえで非常に重要なため。今後も引き続き期待している。

施策の方向		目標指標		プラン策定時(令和元年)	目標値(令和7年)	目標値(令和12年)
8 あらゆる暴力に対する相談支援・関係機関の連携・防止啓発の推進		市職員向けDV被害者対応研修の参加者数		0人	150人(5年間で)	300人(10年間で)

主要施策				
①性犯罪及びストーカー被害等の暴力防止の啓発・相談支援	担当課評価 の点数合計	10/12 (83.3%)	委員会評価の説明・評価のポイント	広報手段を広げようという努力が見受けられる。被害者が手を差し伸べて欲しいタイミングで相談窓口等の情報が得られるよう継続した広報を期待する。通常相談するであろうと思う警察等への繋ぎや連携ということを重視していただきたい。情報漏洩が起きないように、情報の管理も合わせて対応していただきたい。
	委員会の 評価	優		

男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					取組に対する委員会のコメント
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	
46	性暴力及びストーカー被害等の暴力防止の 広報・啓発	秘書課	継続	11月中旬に人権擁護委員等が実施する電話相談「女性の人権ホットライン強化週間」を11/1号広報で周知した。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に実施される電話相談を周知することにより、暴力を防止するため周知を図る。	b	広報に掲載することにより、市民全体に周知することができた。なお、「女性の人権ホットライン」については、ホームページにも掲載している。	引き続き、広報等を通じ「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に「女性の人権ホットライン」を周知していく。	
		女性活躍支援担当	継続	(1) 広報紙(11/1号)・Twitterに「女性に対する暴力をなくす運動」を掲載。 (2) 通常の相談業務のほかに、12/3・12/7にDV相談窓口を開設し、DVについての相談を呼びかけた。 (3) Hi.あきしま52号に掲載し啓発に努めた。	配偶者等からの暴力の防止に向けた情報提供等により、配偶者等からの暴力の根絶を図る。	a	広報紙の全戸配付により啓発に努めた。 特設相談会により、DV相談を受け付けた。	引き続き、広報紙掲載、セミナーの開催等、啓発に努めていきたい。ターゲットとなる方々に必要な情報を届けるために、日程、広報等について検討していく。	
47	被害者のケアに関する 相談支援体制の充実	秘書課	継続	性犯罪等の被害者からの相談対応 令和3年度相談件数 0件 令和2年度相談件数 0件	犯罪被害者からの相談を受け付けるとともに、公益社団法人被害者支援都民センター、性暴力救援センター東京、警察署等と連携し対応を図る。	b	ケアに関する相談は、主に警察署から公益社団法人被害者支援都民センター等を案内されることが多いため、相談実績はないが、市の事務に関わることがある場合、公益社団法人被害者支援都民センター等と連携し対応する形を整えている。	引き続き、東京都が開催する研修会等に参加し、相談支援に関するスキルの上向きと連携を図る。	・相談対応が0件で良かったのか、水面下で何かあっても表に出なかったのか、両面で見えていく必要がある。 ・相談実績はなくても、対応できる形を整えていることで十分評価できる。
		女性活躍支援担当	継続	相談業務の中で、関係機関との連携を通して女性被害者の状況に適した対応を図った。またDV等被害者支援庁内連携推進委員会及び専門部会を通じ、関係各課と連携を図れるような体制作りにも努めた。	適切な連携により避難、救済、自立等を支援する。	a	効果の可視化は難しい面があるものの、連携して有益な相談を実施できている。	引き続き相談支援体制の充実に努める。	

主要施策												
②ハラスメント防止のための啓発・相談支援				担当課評価 の点数合計	16/21 (76.2%)	委員会評価の説明・評価のポイント		啓発が広まってきており、男性はハラスメントに関して意識をしている部分が増えてきたので、女性から男性へのハラスメントの予防にも言及されても良い。 コロナで受講人数が減ってしまったことは致し方ないと思うが、コロナ禍であるからこそ増えてきたハラスメントもある。ハラスメント問題は時期を失ってしまうと人命にも関わる大きな問題であるため、即時対応することが不可欠である。事業を継続していく中で、ハラスメント防止のための啓発・相談支援については形骸化することが無いよう実施していただきたい。 スポーツ現場での暴力暴言の防止の対策もお願いしたい。今後部活動の外部コーチの活用で、さらにブラックボックス化し、市の啓発も届かないこと等が懸念されるため、それを見据えて進めていくことが課題である。将来的にはその部分にも踏み込んでいただきたい。				
				委員会の 評価	良							
男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況				取組に対する委員会のコメント				
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定				
48	ハラスメント防止に関する広報・啓発の推進	秘書課	継続	・女性の人権を含む人権啓発冊子を窓口等で配布。 ・12/6～10、市民ロビーで人権パネル展を開催(コロナ禍により見学者数等未集計)	冊子・パンフレットの配布等を実施することにより、ハラスメント防止に関する意識の普及、啓発を図る。	b	法務省の人権啓発活動強調事項17項目のうち「女性の人権を守る」の中で一定の周知ができた。	人権パネル展については、コロナ禍により、人権擁護委員を配置しない形で実施しており、見学者数の集計等ができていない。				
		職員課	継続	職場ハラスメント防止のための手引きや、ハラスメント通信の発行によりハラスメントの防止策やハラスメントが生じた場合の相談体制等について周知した。	ハラスメント防止に関して、全職員に周知することにより、ハラスメントについて共通認識を持ち、お互いが信頼し個性や能力を十分に発揮できるような風通しのよい職場づくりを図る。	a	職場ハラスメント防止のための手引きやハラスメント通信の発行により、ハラスメント防止に関しての周知を行った。	引き続き、定期的にハラスメント通信を発行することにより、ハラスメントに対する職員の意識の高揚を図る。				
		女性活躍支援担当	継続	Hi、あきしま52号のほか関連情報が掲載されている各団体のチラシなどを通じて、広報・啓発の取組に努めた。	ハラスメント防止に関する情報の提供や啓発により、様々なハラスメントの防止を図る。	b	セクシュアル・ハラスメント防止については、一定程度意識の普及が図られていると考えられる。	継続してあらゆるハラスメント防止に関する情報提供方法を検討する。				
49	ハラスメント被害者に対する相談支援の充実	秘書課	継続	「人権身の上相談」として、毎月第4月曜日の午後1時30分から午後4時30分まで相談を実施した。 【令和3年度相談件数 0件】 【令和2年度相談件数 0件】 ※コロナ禍により、面談はコロナ差別のみとしている。	人権侵害に関する様々な問題について人権擁護委員が相談を受け、解決に向けたアドバイス等を行う。	c	コロナ禍により、面談ができていない。	面談対応ができない状況であるため、人権擁護委員が電話相談を受けている法務局の「人権110番」をホームページ等で周知している。	・2年連続相談件数0件であり、必要としている市民がいないのか、もしくは、いても「人権身の上相談」が認知されていないのか、または別の機関に相談しているのか、判断できないため評価しにくい。 ・人権擁護委員の方に任せるのではなく、市としても様々な準備をし、人権擁護委員の方にも配慮しつつ、対面以外の方法も模索していただきたい。			
		職員課	継続	ハラスメントに関する相談等に対応するため、ハラスメント相談窓口を設置し、ハラスメント相談員が相談等に対応した。	ハラスメントに関する相談等に対し真摯に耳を傾け、相談者の意向などを的確に把握するとともに、その内容や状況によって適切な対応を行い、適正な解決に努める。	a	ハラスメントに関する相談等は年々増加傾向にあり、相談等に対して、適切な対応に努めた。	引き続き、ハラスメントに関する相談等に対し、適切な対応を行い、適正な解決に務める。				
		女性活躍支援担当	継続	DV等被害者支援庁内連携推進委員会及び同部会を開催し、情報交換を行うとともに安全策や連携について確認した。 悩みごと相談及びカウンセリングによりハラスメントに係る相談体制を充実させている。 【令和3年度実績 2件】	ハラスメント被害者等に向けた庁内連携体制の確立。	a	様々なハラスメント被害者の気持ちを尊重し、寄り添い支援を行うとともに、関係機関との連携を緊密に実施することにより、被害者の相談に迅速かつ的確な支援に努め、解決に導くことができた。	庁内体制及び関係機関との連携を強化するとともに、安全・安心な支援を実施する。				
50	市職員へのハラスメント研修の実施	職員課	継続	ハラスメントについての理解を深め、ハラスメント防止に取組むために、令和元年度より、会計年度任用職員を含めた全職員を対象にハラスメント防止研修会を実施している。受講者は、187名であった。3年間で906名の職員が受講した。 【前年度(令和2年度)実施状況】 受講者263名 【令和元年度実施状況】 受講者456名	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、ハラスメント問題を理解し、その発生を防止し、快適な職場環境の形成を図る。	b	コロナ禍の対応により受講人数を減らしての実施であったが、会計年度任用職員を含めた全職員を対象とすることで、職員の意識の高揚を図ることができた。 【前年度(R2年度)比較】 受講者数:-76名	引き続き、研修等を通じて職員の意識の高揚を図り、快適な職場環境の形成に努める。	・研修の参加人数が十分である ・全職員を対象とする取組は評価できる。			

目標Ⅳ すべての人が安全・安心に暮らせるまちづくり

施策の方向		目標指標		プラン策定時(令和元年)	目標値(令和7年)	目標値(令和12年)
9 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	がん検診受診率	乳がん		[女性]14.0%	[女性]20.0%	[女性]30.0%
		子宮頸がん		[女性]10.7%	[女性]15.0%	[女性]20.0%
		前立腺がん		[男性]13.2%	[男性]15.0%	[男性]20.0%
	特定検診(国保)受診率			51.70%	60.0%	65.0%

主要施策							
①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)についての理解の促進	担当課評価の点数合計	11/15 (73.3%)	委員会評価の説明・評価のポイント	性教育をどう考えるかということは、近年の喫緊の重要なテーマになってきている。性被害防止や男女共同参画、偏見・暴力の防止のために、理解の促進は大切であるが、その一方で家庭ではどのような性教育をすれば良いかわからないということがある。市として性教育、DV防止の部分を積極的に取り組んでいただきたい。			
	委員会の評価	良					

男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					取組に対する委員会のコメント
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	
51	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発及び情報提供	秘書課	継続	・女性の人権を含む人権啓発冊子を窓口等で配布。	冊子・パンフレットの配布等を実施することにより、女性の人権に関する意識の普及、啓発を図る。	c	「女性の人権」としての啓発であり、性と生殖という健康面に関しては啓発ができていない。	引き続き、「女性の人権」の枠組みの中で啓発をしていく。	この事業自体は素晴らしいが、この施策の項目ではないように感じる。
		健康課	継続	母子保健事業(不妊治療、妊娠届等)を通じた情報提供、健康増進法における女性の健康づくり教室、健康週間などにパンフレットの配布並びに、パネル展示を行った。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する周知を図る。	b	R3年は、女性の健康づくり教室として実施した。内容は更年期症状・子宮頸がん・乳がん等について講義を行い、女性のホルモンバランスや女性特有の疾病について学ぶ機会を提供できた。 【R3実績】 女性の健康づくり教室 3名	女性特有のがんの好発年齢の参加者が少ないため、引き続き年齢層への周知を図る。	・女性の健康づくり教室は、非常に評価できる良い事業のため、参加者を増やして効果的に実施できることを期待する。 ・どのような講座の内容なら参加したい市民が増えるかを検討し、今後に期待したい。
		女性活躍支援担当	継続	情報誌Hi.あきしま52号に「生理の貧困ってどういうこと」という記事を掲載し、人としてより豊かな人生を生きるための情報提供を行った。 災害備蓄品や寄付金を活用し、生理用品の配布を実施。	性と生殖に関する健康/権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての理解を促進する。	a	リプロダクティブ・ヘルス/ライツという用語を知ってもらうための、きっかけの一つとなった。	今後も機会を捉えて、効果的な情報提供に努めていく。	・今までに無かった活動であり、これまでより一歩進んだ取り組みが見られた。
52	年代に応じた性教育の推進	指導課	継続	各学校の体育・健康に関する全体計画に基づき、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校の教育活動全体を通じて指導を行う。	学習指導要領に基づき、児童・生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにする	b	各小・中学校において指導計画に基づき、確実に実施した。	新学習指導要領の内容、東京都教育委員会発行の「性教育の手引き」を踏まえて各学校の指導計画を改善していく。	
53	家庭・地域等における性の尊重に関する学習機会の提供	女性活躍支援担当	継続	情報誌Hi.あきしま52号に「生理の貧困ってどういうこと」という記事を掲載し、市内中学2・3年生(1,723部)にも配布し、啓発を行った。	性についての理解を図るため、年齢に応じた学習機会を提供する。	a	生理の貧困が心や体の負担偏見、生きにくさなど多くの不利益を生み出していることについての、啓発に努めた。	今後も啓発事業の中で、どのような対応が可能か検討していきたい。	・より良い子育てのためには、親のためのより良い講座も必要である。講座を開催する場合、多くの人に来るとともに、意味のある講座を開催し、全体の意識の向上を図らねばならない。 ・分かりやすい記事で中学生にも理解しやすい内容である。併せて、生理用ナプキンの配布について周知できたことは価値がある。 ・生理の貧困について効果的な啓発であったと考える。

主要施策									
②年代や性差に応じた健康づくりの支援				担当課評価 の点数合計	17/24 (70.8%)	委員会評価の説明・評価のポイント	過去の取り組みの結果が表れてきている。今後も、出産、育児をしやすいまちづくりを進めていただきたい。		
				委員会 の評価	良				
男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	取組に対する委員会のコメント
54	妊娠・出産等に関する相談支援の推進	健康課	継続	<p>①妊娠届802件、妊婦転入67件 ②妊娠届時の妊婦全数面接の実施: 849件(実施率: 97.7%) ③妊婦健康診査費用助成: 788件(延べ9049件) 妊婦子宮頸がん検診: 771件、超音波検査: 703件 ④妊婦健康診査償還払: 84件 ⑤昭島市特定不妊治療医療費助成: 125件 ⑥乳児家庭全戸訪問: 788件(訪問実施率99.2%) ⑦産後ケア事業(訪問型): 535件、(デイケア型): 138件 【令和2年度実績】 ①妊娠届758件、妊婦転入67件 ②妊娠届時の妊婦全数面接の実施: 813件(実施率: 98.5%) ③妊婦健康診査費用助成: 730件(延べ9,135件) 妊婦子宮頸がん検診: 717件、超音波検査: 663件 ④妊婦健康診査償還払: 105件 ⑤昭島市特定不妊治療医療費助成: 92件 ⑥乳児家庭全戸訪問: 774件(訪問率99%) ⑦産後ケア事業(訪問型): 121件</p>	<p>①妊婦や出産、産後の育児不安など早期に把握し相談・支援体制の確立を図る。 ④経済的負担を軽減し妊婦健診の受診率の向上を図る。 ⑤都の実施している特定不妊治療医療費助成制度に上乘せし、経済的負担の軽減を図る。 ⑥生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児への栄養状況及び一般状態と今回の妊娠・分娩・産褥の状況及び母体の健康状態を確認し必要なケア・支援を行う。 ⑦産後早期に支援を必要とする産婦及び乳児に対して、心身のケア、育児の支援等を行い、産婦及び乳児とその家族が健やかな育児ができる支援体制を確保することで、産後うつ予防と早期発見・対応を行う。</p>	b	<p>①②妊婦の全数面接から、早めの相談支援体制の構築ができ、出産後の支援につながりやすくなった。 ③④経済的負担の軽減ができた。⑤不妊治療の医療費助成を実施し、妊娠前からの支援体制を整えることができた。 ⑥全戸訪問の実施時期を生後2か月から1か月に前倒しすることで、産後の育児不安や養育を取り巻く状況のアセスメントを産後早期に行うことができ、支援が必要な家庭についてはサービスや関係機関などに早期につながる事ができた。 ⑦前年比申請件数1.5倍となった。利用回数も増加しており、サービスの周知が図られ、支援を必要とする対象者の利用につながった。</p>	今後も、支援を要する妊産婦の把握や妊娠・出産・産後の継続した支援を行っていく。	・この取組の内容、件数であれば、担当課評価はa評価でも良いと判断する。
		女性活躍支援担当	継続	<p>生活保護世帯や、経済的事情により出産に関わる費用が不足する世帯に支援を行う。経済的な課題以外の相談は専門の担当部署と連携し対応する。</p>	<p>母体保護。安全性、衛生面の確保。</p>	a	<p>出産に関わる費用の課題から見えてくる世帯の実態について、関係部署と情報共有及び連携を通して、出産後の母子の健康と家族構成の変化に対し、より丁寧な情報連携に努めた。</p>	今後も適切な時期を逃さず、情報提供を継続するとともに、ケースの状況に合わせた対応を図り、引き続き健康の保持・増進に努める。	
55	女性に対する検診(がん検診)事業の充実	健康課	継続	<p>【各種検診事業の実施】 【R3実績】 乳がん検診受診者1,764人 子宮頸がん検診受診者2,543人 【R2実績】 乳がん検診受診者1,510人 子宮頸がん検診受診者1,089人</p>	<p>女性特有のがんの早期発見・早期治療を促進し、生涯にわたる健康づくりを支援する。</p>	b	<p>コロナウイルス感染症の流行による受診控えは終息し、申込者数・受診者数ともに回復傾向にある。引き続きすべての受診希望者が受診できており、早期発見、早期治療が期待できる。</p>	がん検診の受診率向上を図り、早期発見・治療に繋げていく。	
56	ライフステージに応じた健康づくりに関する相談支援の推進	健康課	継続	<p>健康教室・健康相談の開催 【R3実績】 保健栄養相談: 12回19人(男7人、女12人)</p>	<p>管理栄養士、保健師による病態別健康相談を実施し、生涯にわたる心身の健康保持・増進を支援する。 また健康づくりに関連する教室の情報提供を行い、行動変容への意欲を向上する</p>	b	<p>健康相談は予約制で実施し、個別の相談に対応することができた。他事業のフォローを行う場として相談を実施することで、継続した支援をすることができた。</p>	新しい診断基準や医療・保健情報を提供することができるよう職員のスキルアップに努める。	
		スポーツ振興課	継続	<p>「健康さわやか教室」の開催 ・対象は50歳以上 ・9月～12月、市内4会場で開催(開催回数は132回) ・延べ4,512人が受講 【前年度(R02)実施状況】 参加者: 延べ1,252人</p>	<p>「健康さわやか教室」 日頃、運動不足になりがちな方を対象に、軽体操で体を動かす、健康づくりの場を提供すると共に、心と体のリフレッシュを図る。</p>	b	<p>「健康さわやか教室」 新型コロナウイルス感染症の影響により当初予定した回数の実施が出来なかったが、人気のある教室である。多くの人と交流しながら軽体操で体を動かす、参加者に体力作りの場を提供することができた。</p>	新型コロナウイルス感染拡大の防止のため施設を休館する事態となり当初の予定回数を実施することが出来なくなりました。令和4年度からは屋内温水プールでの教室も再開しており様々な体力づくりの場を提供し続ける必要があると考えられる。	

施策の方向				目標指標		プラン策定時(令和元年)	目標値(令和7年)	目標値(令和12年)	
10配慮を必要とする人に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 (NEW)				生活困窮者自立相談支援の新規相談件数における支援プラン作成率		57.4%	50%以上	50%以上	
				いきいき高齢者健康イベント参加者数		418人	450人	500人	
主要施策									
①高齢・障害等により配慮を必要とする人に対する相談支援				担当課評価の点数合計	7/9 (77.8%)	取り組みの内容が素晴らしい。課題についても具体的で、方向性が明確である。コロナ禍の影響を受けているものの、事業を継続している点は評価できる。希望しているにも関わらず参加できていない方々への対応については要検討であり、公平に市民が参加できるよう配慮していただきたい。市は十分であると理解しているも、ユーザーが十分とは考えているかは不明であるため、各課で工夫していただきたい。今後の発展を期待したい。			
				委員会の評価	良				
男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	取組に対する委員会のコメント
59	高齢者への各種相談支援の充実	介護福祉課	継続	市内に5ヶ所の地域包括支援センターを設置する。	高齢者からの様々な相談を受け付けるとともに、高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な支援を行う。	a	コロナ禍等のため、相談件数の減少は見られるものの、多くの高齢者に対して相談(令和3年度:21,986件)を受け付けるとともに、必要な支援を実施することができた。	令和2年度における調査では同センターの認知度が全体として4割程度に止まっていることから、認知度向上が課題である。今後も様々な手段を通じて、認知度の向上を図る。	相談件数も多く、必要な支援が実施できており評価する。
		健康課	継続	骨密度測定事業、動脈硬化測定事業の中で、保健師、栄養士による健康相談を実施。骨密度測定事業:14回/年参加者数343名 動脈硬化測定事業:15回/年参加者数345名 保険栄養相談事業を1回/月実施し、保健師、栄養士による相談会を予約制で開催。12回/年実施。参加者数17名	骨密度、動脈硬化測定事業については、20歳~74歳の方が自分の健康について、実際の測定値を元に、生活習慣などを見直す契機として実施。測定後は、保健師、栄養士による個別の相談を実施することで、各人に合わせた個別の相談対応を行っている。申し込み者の半数以上は、高齢者である。保健栄養相談事業では、保健師、栄養士による個別の健康相談において、自分の健康の維持増進、改善を目指して具体的な個別対応を実施している。	b	コロナ禍においても規模を縮小して感染対策を徹底して実施した。	測定事業については、高価な医療機器を必要とする事業であるため、その医療機器の確保を今後、どのように維持、継続していくかが課題である。また、希望者が多く、定員オーバーでお断りしている状況であり、そういった方々への対応も課題である。	
60	障害者への各種相談支援の充実	障害福祉課	継続	市内3ヶ所の相談支援事業所における相談支援事業の実施 令和3年度相談件数:15,858件	障害のある方やその家族からの相談に応じ、自立した日常生活や社会生活の促進を図る。	b	市及び3ヶ所の相談支援事業所が連携することにより、必要な支援ができています。	引き続き、市や関係機関、障害福祉サービス事業者等と緊密な連携を図り、一体的・総合的な相談体制の充実を図る。	障害者相談件数15,858件は多いが、同じ人が何回も相談しているということであれば、件数の多寡ではなく、支援が行き届く体制を望む。

主要施策										
②ひとり親家庭等への支援の充実				担当課評価 の点数合計	22/30 (73.3%)	委員会評価の説明・評価のポイント		相談を受けてからの対応は評価できるが、積極的な広報やサポートが行われているかは読み取れない。子どもは行動半径が限られているので、地域性や子どもが行きやすい場所で様々な展開していただきたい。最近では、ヤングケアラーが問題になっているため、そちらの支援についても取組みを期待する。		
				委員会の 評価	良					
男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況						
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	取組に対する委員会のコメント	
61	ひとり親家庭等への各種相談及び支援の充実	子ども子育て支援課	継続	ひとり親・女性支援担当1名及び貸付担当1名を配置し、相談及び貸付を実施している。大学等への修学費等の貸付 96件【前年度(R2)実施状況】修学費貸付98件 ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施により、ひとり親の家事援助を中心に支援している。 ・ひとり親の悩みや相談を必要な機関に繋ぎ、支援体制を整えられるように、情報連携を行っている。 ・児童扶養手当・医療費の助成を行っている。	ひとり親家庭等の生活安定に向けた支援体制の整備及び経済的支援を行う。	a	ひとり親家庭を対象に、主に子の修学に関する費用の貸付を行う等の経済的支援のほか、ひとり親の悩みに対する相談に応じ、必要な機関へつなぐなどの支援体制を整えられるようにした。	委託先のヘルパーが要綱に定める時間に派遣できない場合がある。ひとり親の置かれている様々な状況から、相談対応力を高め、多様化した課題や問題解決に向け、引き続き対処していく。	・ひとり親家庭等への相談体制や支援は充実している。 ・ヤングケアラー等についても支援をお願いしたい。	
		子ども育成課	継続	子ども家庭支援センター等、関係部署と連携し、ひとり親家庭等への相談支援の充実を図りました。また、各種手当、貸付け等、ひとり親家庭等が利用できる制度の周知を進めました。	各家庭の孤立化の未然防止、早期対応に努める。	a	他自治体からの転出転入時など、ひとり親担当と連携し対応できている。	市からの支援や介入を拒否や積極的に受け入れられない家庭への関わり方。		
		女性活躍支援担当	継続	ひとり親家庭等の悩みや相談に関し必要な機関に繋ぎ、支援体制を整えられるように、情報連携を行っている。 【R3実績 相談件数延べ1,516件】	ひとり親家庭等の生活安定に向けた相談支援体制の整備及び充実を図る。	a	養育費相談支援センター及びひとり親はあ多摩より講師の派遣を依頼し、セミナー並びに個別相談を開催し、相談者の具体的な悩み等に対応できた。	ひとり親の置かれている様々な状況から、相談対応や個別相談セミナーを開催することで、多様化した課題や問題解決に向け、引き続き対処していく。		

62	ひとり親家庭・生活困窮世帯等への就労・自立に向けた相談支援の充実と関係機関との連携	福祉総務課	継続	生活困窮者自立支援機関である「くらしごとサポートセンター」を開設し、必要に応じて相談支援等を行っている。	くらしごとサポートセンター等と連携し、ひとり親等の自立に向けた生活・就労に関する支援を実施する。	c	相談者の相談状況は様々であり、一概に「十分」又は「概ね十分」との評価はできないため。コロナ禍において、就労支援や住居確保給付金制度の活用など、ある程度の対応を図ることができた。	引き続き、相談者の状況に応じた相談支援等に努める。	
		子ども子育て支援課	継続	相談業務の中で東京都ひとり親家庭支援センター、マザーズハローワークやくらしサポートセンターの利用に繋がられるよう、関係機関との連携を図ると共に、アドバイスやチラシ等資料配布、案内等情報提供をしている。	ひとり親家庭の就労を支援し、自立の促進を図る	b	連携の更なる推進に努めた。	継続する。	
		女性活躍支援担当	継続	相談業務の中で東京都ひとり親家庭支援センター、マザーズハローワークやくらしサポートセンターの利用に繋がられるよう、関係機関との連携を図ると共に、アドバイスやチラシ等資料配布、案内等情報提供をしている。	ひとり親の自立、不安感の軽減について、支援の充実を図る。	b	養育費相談支援センターひとり親はあと多摩より講師の派遣を依頼し、セミナー及び個別相談を開催し、個別対応をすることで、相談者の具体的な悩み等に対応できた。	ひとり親の状況や不安感や課題等の対応できるよう、ひとり親はあと等の相談機関より講師を依頼し、個別相談を実施する。また、継続してひとり親の様々な悩みや自立に向けた相談は引き続き継続していく。	
63	生活困窮世帯等の子どもへの支援	福祉総務課	継続	毎週日曜日の午前中に緑会館において、子どもの学習・生活支援事業を実施している。 登録者:19名 延べ参加者:322人	生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援を進める。	c	現在、緑会館のみで実施していることなどにより、参加者の地域性が限られている。参加者は概ね継続的に参加しており、学習習慣を身に付ける上で、一助となっているものと思われる。	引き続き、社会福祉協議会や教育委員会とも連携を図り、更に効果的・効率的な事業となるよう検討を進める。	・緑会館での開催を目的とし、参加者が実際におり、参加者に地域性はあるものの、今後この事業をどう展開するか検討する際に、緑会館での様子は参考になるため、一か所であっても開催している価値は高い。
		子ども子育て支援課	充実	新型コロナウイルス感染拡大により経済的な影響を受けやすい低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給した。 ・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 1人当たり50,000円 ひとり親世帯1,359人、その他世帯988人 ・児童育成手当受給世帯生活支援特別給付金 1人当たり30,000円346人	低所得の子育て世帯に対する経済的支援を行う。	b	新型コロナウイルス感染拡大により経済的な影響を受けやすい低所得の子育て世帯に対し、速やかに給付金を支給することができた。	社会経済状況や財源の確保により検討する。	
		子ども育成課	充実	地域の子どもたちへ食事や食材、交流の場を提供する取組を支援するため、子ども食堂団体及び配食宅食団体に対し、補助を行った。 補助団体数 6箇所 補助金額 1,596,000円	安価で栄養バランスの取れた食事や食材の提供をすることができ、活動の中で地域の子どもの見守りや支援が必要な子どもに対しては関係機関へ繋ぐことを可能とする。	a	コロナ禍の状況が続いたことから、子ども食堂団体だけでなく、配食宅食団体への補助も可能とした。	コロナウイルス感染症の状況に応じた団体の活動の支援をしていく。	
		指導課	継続	経済的な事情で教育費の支出が困難であると認められる世帯や生活保護世帯の保護者に対し、教育に係る費用の一部を援助する。	経済的な理由により、教育上の差別が生じることのないよう必要な支援を行う。	b	就学援助の対象となる世帯全戸への案内の配布、市公式ホームページや広報を通じて制度の案内を行った。	今後も継続する。	

施策の方向				目標指標		プラン策定時(令和元年)	目標値(令和7年)	目標値(令和12年)	
11防災・環境分野等のまちづくりにおける多様な視点の反映				避難所運営委員における女性の割合		24.0%	27.0%	30.0%	
主要施策									
①防災・復興体制のまちづくりにおける女性参画の推進				担当課評価の点数合計	2/3 (66.7%)	委員会評価の説明・評価のポイント	担当課の取組みが見えない。女性参画の推進のために、例として、充て職の推薦方法の検討や、会議毎に男女交互に出席する、女性委員枠を設定する等、具体的な方策の検討をお願いしたい。女性参画の数値に関して誠実に、また、制度設計の変更に関しても真摯に検討されることを期待する。		
				委員会の評価	良				
男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	取組に対する委員会のコメント
64	防災分野における女性参画の推進	防災課	継続	防災会議において、女性の参画を推進する。	災害対策において、男女両方の視点で意見を取り入れ、防災会議での審議の活性化、地域防災計画の修正等に活かす。	b	防災会議の委員35人中、女性は3人で、女性の割合は約9%となり、防災会議において、女性の意見も活かすことができた。	引き続き、女性の参画を推進していく。	・女性委員の割合が減少しているのに、b評価は甘すぎる。 ・目標値と乖離している割に課題と今後の予定に具体性がなく、不安はあるが、担当課評価を信じた。 ・防災会議の方のメンバーが充て職という現状では必然的に男性が多くなってしまふ。ただ、赤十字の団体等は女性が多い団体なので、女性をないがしろにしているわけではなく、ある一定の理解はされていると評価する。
主要施策									
②地域防災活動における男女共同参画の推進				担当課評価の点数合計	4/6 (66.7%)	委員会評価の説明・評価のポイント	概ね良好であるが、女性の意見を反映させるのであれば、まだまだ参画率が満足とは言えないため、継続して推進していただきたい。		
				委員会の評価	良				
男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	取組に対する委員会のコメント
65	避難施設・物資の運営における女性の参画	防災課 福祉総務課	継続 継続	学校避難所運営委員会において、災害対策や避難所の運営に関して、災害等から受ける影響やニーズの違いについて、人権・男女共同参画の視点に配慮した支援に努めるため、女性の参画を推進する。	防災対策は「自助・共助」の取組が重要となっており、自主防災組織や消防団、ボランティア団体など地域の様々な団体と協働で取り組む必要があることから、広く男女協働参画を推進することが求められている。 避難所運営において配慮すべきこと等について、男女共同の視点で意見を取り入れ、委員会での審議の活性化、訓練の企画、避難所運営マニュアルの修正等に活かす。	b b	避難所運営委員会の委員405人中、女性は106人で、女性の割合は約26%となり、避難所運営委員会において、女性の意見も活かすことができた。	令和7年までの目標値である避難所運営委員における女性の割合27%へ向け、引き続き、女性の参画を推進していく。 避難所の運営に関し、男女共同参画の視点に配慮するためには、具体的にどのような取組が必要となるのか、関係部署と連携を図る中で、事業の推進に努める。	・女性委員の割合が順調に増加しているため、目標値の達成が望まれる。 ・女性の参加者が多く、避難対策にも関心が出てきている。

主要施策										
③都市計画・環境分野における男女共同参画の推進				担当課評価 の点数合計	6/9 (66.7%)	委員会評価の説明・評価のポイント 環境問題、ごみ問題等についても、若年層の参加が望まれる。 モニタリング調査では、女性委員の割合が上昇している。 新規事業では女性の割合も多く、意見を反映させることができたことは評価できる。現状ではまだ満足とはいえないため、さらに女性の参画を推進していただきたい。				
				委員会の 評価	優					
男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況						取組に対する委員会のコメント
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定		
66	都市計画・環境分野における政策決定過程での女性参画の推進	環境課	継続	昭島市環境審議会は、環境の保全等に関する施策を推進する上で必要な事項を調査審議するために設置されており、計12名の委員で構成されている。令和3年7月の改選により、男性6名、女性6名となっており、2回の審議会を開催した。 ・開催日①:7月15日(木) 議題:「昭島市の環境」について 出席者:男性6名、女性6名 ・開催日②:3月29日(火) 議題:昭島市の水施策について 出席者:男性6名、女性5名	様々な環境問題を審議するにあたり、女性の参画を進め、男女共同参画の視点に配慮した事業の推進に努める。	b	審議会では、男女問わず各委員より様々な意見をいただいております。男女の偏りがなく、より多くの委員から意見をいただけるよう、取組を進めていく。	令和4年度についても計2回の開催を予定している。男女の偏りがなく、より多くの委員から意見をいただけるよう、取組を進めていく。		
		ごみ対策課	新規	第1回廃棄物減量等推進審議会:7月21日(水) 参加委員14人(女性5人、男性9人) 決算額140,565円 第2回廃棄物減量等推進審議会:10月12日(火)参加委員15人(女性5人、男性10人)決算額150,314円 第3回廃棄物減量等推進審議会:11月30日(火)参加委員13人(女性3人、男性9人) 決算額120,314円	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定にあたり、自治会連合会等関係団体からの推薦者および公募の市民により構成された廃棄物減量等推進審議会において審議を重ねた。廃棄物減量等推進審議会の委員全15人中5人が女性であった。	b	女性の割合が三分の一であったため、主婦目線での意見等も集約できた。	公募市民においては5人中4人が女性であったが、関係団体等からの推薦における女性は8人中1人だったので、次回は女性の割合が増加するように呼びかけていきたい。	とても興味深い取り組みであり、委員に30代が加わっているということが非常に素晴らしい。	
		都市計画課	継続	・都市計画審議会の市民委員(任期:2年)について、男女同数の登用。 市民委員2名(女性1名、男性1名) 開催:年2回【10月13日(水)、12月23日(木)】 決算額(報酬・旅費):144千円 ・住宅マスタープラン策定委員会の市民委員(任期:委嘱の日から計画策定日まで)について、男女同数の登用。 市民委員2名(女性1名、男性1名) 開催:年4回【7月30日(金)、10月6日(水)、12月3日(金)、3月4日(金)】 決算額(報償費):210千円	都市計画の分野において、男女それぞれの視点からまちづくりに参画する環境づくりを進める。	b	所管する審議会、委員会等について、女性委員の積極的な登用を図ることができた。	今後とも同様の取り組みを行う。		

施策の方向				目標指標		プラン策定時(令和元年)	目標値(令和7年)	目標値(令和12年)	
12地域活動における男女共同参画の推進				【地域活動の場】における男女の待遇や立場が対等になっていると感じる」人の割合		女性42.6% : 男性49.7%	女性45.0% : 男性55.0%	女性50.0% : 男性60.0%	
主要施策									
①地域団体・社会団体等への活動支援				担当課評価 の点数合計	5/9 (55.6%)	委員会評価の説明・評価のポイント 具体的な支援体制に関する記述をしていただきたい。抽象的でわかりにくい。今後どのようにサポートしていくかが、新たな課題となる。本件については、男女共同参画の推進状況が満足であるとは判断できない。			
				委員会の 評価	良				
男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況					取組に対する委員会のコメント
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定	
67	地域活動に関する相談及び情報提供の充実	生活コミュニティ課	継続	公共施設に団体紹介カードを設置し市内で活動する団体の情報提供と市民活動団体情報コーナーで、地域団体、市民団体の情報を掲示・配布。	地域団体、市民団体の情報提供の場を設置することで、団体の活動支援と参加促進を図る。	b	地域団体、市民団体の情報提供の場として利用されている。	引き続き、情報共有を行い、支援体制の充実を図る	・モニタリング調査で、登録団体数が減少している。コロナ禍で活動ができず、解散しているとのことだが、支援体制の充実を図りたい。
		福祉総務課	継続	社会福祉協議会内に「昭島ボランティアセンター」を設置し、運営費に対して補助金を交付している。	昭島ボランティアセンター等で相談及び情報提供を行います。	c	相談者の状況に応じて、ある程度の成果があったものと考えている。	引き続き、昭島ボランティアセンターにおいて、相談者の内容に応じた情報提供がなされるものと考えています。	・昭島ボランティアセンターに委託しているとのことだが、委託した中で評価が〇ということであれば、結果がフィードバックされているかの確認が必要である。
68	地域団体のネットワークづくりや支援体制の充実	生活コミュニティ課	継続	生活コミュニティ課、社会教育課、公民館、介護福祉課、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターの6部署で意見交換会の開催。 【意見交換会】 令和3年12月23日(木)午前10:00から参加者14人 昭島ボランティアセンター運営委員会に参加	地域団体、市民団体についての情報を持つ複数部署の情報共有を行うことで、支援体制の推進を図る。	b	団体に利用可能な施設や取り組みを情報共有することで、市民団体に対する横断的な支援を図った。	引き続き、情報共有を行い、支援体制の充実を図る。	・複数の部署で情報を共有しながら支援を行っている点が評価できる。

主要施策											
②地域活動等への男性の参画の推進				担当課評価 の点数合計	14/18 (77.8%)	委員会評価の説明・評価のポイント		男性の参画にフォーカスした取り組みが増えてきている等、事業全体としては、概ね評価できる。それぞれ実施している事業内容は非常に魅力的であるため、参加者がさらに増えるよう市民へ情報提供を積極的に実施していただきたい。 制度上の問題でNPO法人化を避ける団体もあり、そのようなサークルとして活動している団体や、後継者問題を含んでいる団体等へのサポートも必要である。			
				委員会の 評価	良						
男女共同参画プランの内容				令和3年度 担当課の取組状況							取組に対する委員会のコメント
No.	主要事業	担当課	区分	取組の内容	取組の狙い	担当課評価	評価の理由・事業の効果	課題と今後の予定			
69	地域活動への関心を高めるための支援	生活コミュニティ課	継続	公共施設に団体紹介カードを設置し市内で活動する団体の情報提供	地域団体、市民団体の情報提供の場を設置することで、男性の活動支援と参加促進を図る。	b	情報共有することで、市民団体に対する横断的な支援を図った。	引き続き、情報共有を行い、支援体制の充実を図る。	・オンラインで開催できた点は評価できる。今後の取組にも期待が持てる。		
		社会教育課	継続	①市民のニーズを活かす・つなげる あきしま会議の実施 ②生涯学習サポーター養成講座の実施と修了者の活動支援	市内の活動団体の実情を知り、横のつながりをつくる。市民が生涯学習を主体的に進め、市民と市民、市民と団体をつなげるコーディネーター的な役割を担う生涯学習サポーターの活動を支援し、市民が地域活動に参画するきっかけをつくる。	a	①オンライン開催 23名参加(小・中・高校生から70代まで) ②生涯学習サポーター養成講座は、コロナ禍オンラインでのみの開催となった7名受講。連携事業「教養で脳トレ」「茜色のハンカチ(染色)」「初心者のためのスマホ会」「初心者のためのパソコン会」を実施	市民のニーズを活かす・つなげる あきしま会議は、コロナ禍オンラインでのみの開催となったが、今後は対面とオンラインのハイブリット式で開催の予定。生涯学習サポーター養成講座は参加者が増える工夫をしていく。			
		市民会館・公民館	継続	社会文化セミナー「高齢社会と介護から考える助け合いのまちづくり」全5回 参加者:21人(女性10人、男性11人) 決算額:24,000円	男性の地域参画のきっかけづくりとして、市民大学や市民講座を開設し地域活動への取組みを働きかける。	b	高齢化が進む中、地域で支えていくために自分たちに何ができるか、どう活動していくか考える機会となった。	今後も市民大学や市民講座等の学習を通し、地域活動への参加を促していく。			
70	地域活動、ボランティア、NPO等の情報提供	生活コミュニティ課	継続	生活コミュニティ課、社会教育課、公民館、介護福祉課、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターの6部署で意見交換会の開催。 【意見交換会】 令和3年12月23日(木)午前10:00から 参加者14人 昭島ボランティアセンター運営委員会やNPO法人連絡会への参加	地域団体、市民団体と情報共有することで、男性の活動支援と参加促進を図る。	b	地域団体、市民団体の情報提供の場として利用されている。	引き続き、情報共有を行い、支援体制の充実を図る	・国や都の情報を掲載することで学習の機会が増える点は価値が高いと思う。		
		社会教育課	継続	各課から提供される資料を会館等に配架する。また、社会教育課で4月に発行している生涯学習情報誌「あきしま学びガイド」によりさまざまな講座等の紹介を冊子、ホームページへの掲載など積極的に実施している。	市で実施する事業だけではなく、国や都などの生涯学習に関する情報を広く発信していくことで、地域活動を支援する。	a	ホームページ「国や都、大学等の講座・助成金情報」への掲載 あきしま学びガイドの発行部数540部、掲載情報219件	引き続き積極的に情報提供を行う。			
		市民会館・公民館	継続	市民大学や市民講座等で、地域活動、ボランティア活動等の学習、情報提供を図った。	市民大学や市民講座の学習の中で、地域活動等の情報を提供し、地域で活動する人材の育成に努める。	b	今後、地域で活動するきっかけの一助になっている。	今後も市民大学や市民講座等の学習を通し、地域活動、ボランティア、NPO等の情報提供を図っていく。			

男女共同参画プラン 目標・指標一覧

基本目標	施策の方向		目標・指標	現状値 令和元年 (2019)	目標値 令和7年 (2025)	目標値 令和12年 (2030)
多様な人が できる意識づくり が尊厳を認め合 い、暮らすこと の意識づくり	1	男女共同参画 に関する理解の 促進と意識の醸 成	「男性も家事・育児 を行うことは当然 である」というイ メージを持つ市民 の割合	59.1 % (令和元年都の参 考値)	60 %	70 %
			SDG s の認知度	6.8 %	30 %	50 %
	2	人権・男女平等 に関する教育・啓 発	「【全体】として 男女の待遇や立場 が対等になってい ると感じる」人の 割合	[女性] 38.0 % [男性] 43.7 %	[女性] 40 % [男性] 45 %	[女性] 43 % [男性] 48 %
3			多様性への理 解の促進	LGBTの認知度	57.6%	60 %
【基本目標Ⅱ】 一(女性活躍と 昭島市とワーク ライフ・バランス の推進)の推進	4	あらゆる分野 における女性活 躍の推進	市職員女性管理職 の割合 《目標達成》	18.3%	20 %	30 %
			委員会・審議会等 における女性委員 の割合	30.1%	35 %	40 %
	5	働く場における ワーク・ライフ・ バランスの実現	「【職場】におけ る男女の待遇や立 場が対等になって いると感じる」人 の割合	[女性] 26.3 % [男性] 27.7 %	[女性] 27 % [男性] 27 %	[女性] 30 % [男性] 30 %
			市職員における男 性の育児休業の取 得率 《目標達成》	31.3 %	35 %	40 %
	6	家庭生活におけ るワーク・ライフ ・バランスの実 現	「【家庭生活】に おける男女の待遇 や立場が対等にな っていると感じる 」人の割合	[女性] 31.4 % [男性] 48.4 %	[女性] 35 % [男性] 50 %	[女性] 40 % [男性] 55 %
			保育所の待機児童 数	12人	5人	解消を目指す
学童クラブの利用 を希望するが利用 できない児童数			15人	5人	解消を目指す	
【基本目標Ⅲ】 一(あらゆる暴力 の根絶と被害者 支援)の推進	7	配偶者等からの 暴力(DV)の防止 及び被害者支援 の充実	配偶者から暴力 を受けたことがある 人の中で「相談し た」ことがある人 の割合	[女性] 23.8 % [男性] 7.6 %	[女性] 25 % [男性] 10 %	[女性] 30 % [男性] 15 %
			8	あらゆる暴力に 対する相談支援・ 関係機関の連携・ 防止啓発の推進	市職員向けDV被 害者対応研修の参 加者数 《目標達成》	0人

基本目標	施策の方向		目標・指標	現状値 令和元年 (2019)	目標値 令和7年 (2025)	目標値 令和12年 (2030)	
【基本目標Ⅳ】 すべての人が安全・安心に暮らせるまちづくり	9	生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	がん検診受診率	乳がん	[女性] 14 %	[女性] 20 %	[女性] 30 %
				子宮頸がん	[女性] 10.7 %	[女性] 15 %	[女性] 20 %
				前立腺がん	[男性] 13.2 %	[男性] 15 %	[男性] 20 %
			特定検診（国保）受診率			51.7%	60%
	10	配慮を必要とする人に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	生活困窮者自立相談支援の新規相談件数における支援プラン作成率(※) 《目標達成》		57.4%	50%以上	50%以上
			いきいき高齢者健康ポイント参加者数		418人	450人	500人
	11	防災・環境分野等のまちづくりにおける多様な視点の反映	避難所運営委員における女性の割合		24%	27 %	30 %
	12	地域活動における男女共同参画の推進	「【地域活動の場】における男女の待遇や立場が対等になっていると感じる」人の割合		[女性] 42.6 %	[女性] 45 %	[女性] 50 %
					[男性] 49.7 %	[男性] 55 %	[男性] 60 %

※生活困窮者自立相談支援の新規相談件数における支援プラン作成率は、毎年50%以上を目標とする。

昭島市男女共同参画プラン モニタリング調査一覧

基本目標	施策の方向	主要施策	モニタリング項目	現状値(令和元年)	令和3年度値	担当課
I 多様性を認め合い、すべての人が尊厳をもって暮らすことができる意識づくり	1 男女共同参画に関する理解の促進と意識の醸成	①男女共同参画に関する理解の促進に向けた情報提供・啓発の推進	「Hi,あきしま」等の広報誌の配布数、設置場所数	発行部数 7,000部 設置場所数 40箇所	発行部数 7,000部 設置場所数 49箇所	女性活躍支援担当課
		②SDGs等国際的視点の反映と多文化共生の推進	外国語版市民便利帳の配布数	外国語版市民便利帳の配布数	件数は不明 (主に転入手続きの際に希望者へ配布)	広報課
		③関係法令・制度に関する情報提供及び制度・慣行の見直しに向けた啓発・情報提供	関係法令・制度の改正があったときにそれを男女共同参画センターで広報した件数	-	1件	女性活躍支援担当課
		④固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進	固定的な性別役割分担意識の解消を目的とした男女共同参画センターの啓発事業数	-	2回	女性活躍支援担当課
	2 する権教育・男女平等啓発	①学校教育における人権・男女平等啓発	教職員に対する研修の回数、参加者数	研修回数 4回 参加者数 55人	研修回数 6回 参加者数 83人	指導課
		②家庭・地域等における人権・男女平等啓発	市主催の男女共同参画関連講座・学習会における男性の参加率	20.6%	0.0%	福祉総務課
					35.0%	女性活躍支援担当課
	0.0%	市民会館・公民館				
	3 多様性への理解の促進	①多様性を認め合う意識づくり	人権身の上相談件数	16件	0件	秘書課
					1回	秘書課
		②性の多様性に関する啓発及び性的マイノリティへの支援の充実	性的マイノリティに関する講座、学習会、イベント等の開催回数	-	0回	女性活躍支援担当課
	II 女性活躍とワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	4 あらゆる分野における女性活躍の推進	①女性の活躍推進に向けたポジティブ・アクションの普及啓発	ポジティブ・アクションについて、男女共同参画センターで広報した件数	-	2件
②女性のキャリア形成に向けた支援			「創業ワンストップ窓口」利用者における女性の割合	41.7%	14.3%	産業活性課
③市職場内及び市主催事業、審議会等における女性参画の推進			市職員管理職における女性の割合(再掲)	18.3%	24.3%	職員課
④地域における女性リーダーの育成			自治会長における女性の割合	6.1%	18.6%	生活コミュニティ課
5 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの実現		①ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方の推進	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・学習会・イベント等の開催数	4 事業	2回	職員課
					0回 (東京都労働相談情報センターと共催で、3回、労働セミナーを実施。「メンタルヘルス」「パートタイマー」「副業・兼業」をテーマとした。ワーク・ライフ・バランスをテーマとしてはないので、「0」で回答する)	産業活性課
		②事業所におけるワーク・ライフ・バランスについての意識啓発	商工会等へのワーク・ライフ・バランスに関する働きかけの内容及び回数	3回	1回	女性活躍支援担当課
6 ライフ・ワーク・ライフ・バランスの実現		①子育て支援サービスの推進	保育所の定員数	2,862人	2,891人	子ども子育て支援課
			学童クラブの定員数	1,382人	1,382人	子ども子育て支援課
		②介護支援サービスの推進	地域包括支援センターにおける介護者からの相談件数	37,261件	21,986件	介護福祉課
	認知症サポーター登録者数		601人	295人	介護福祉課	
	③男性の家事・育児・介護等の参画の環境整備	男性の家事・育児・介護に関するスキルアップ講座への参加者数	311人	159人	健康課	
			3人	3人	介護福祉課	
19人			19人	女性活躍支援担当課		
18人	18人	市民会館・公民館				

基本目標	施策の方向	主要施策	モニタリング項目	現状値(令和元年)	令和3年度値	担当課	
III 【昭島市配偶者暴力対策基本計画】 あらゆる暴力の根絶と被害者支援	7 配偶者等からの暴力(ＤＶ)の防止	①暴力の未然防止・早期発見	暴力の未然防止・早期発見について広報誌における特集掲載回数	1回	1回	女性活躍支援担当課	
		②若年層への意識啓発と教育の推進	若年層対象の講座、学習会、イベント等の開催回数	1回	1回	女性活躍支援担当課	
		③配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立支援	市におけるDV相談件数	200件	30件 6件 94件	健康課 介護福祉課 女性活躍支援担当課	
		④被害者の安全確保のための関係機関の連携	市職員向けDV被害者対応研修の実施回数、参加者数	実施回数:0回 参加者数:0人	実施回数1回 参加者数290人	秘書課 職員課 女性活躍支援担当課	
	8 あらゆる暴力に 対する相談支援・ 関係機関の連 携	①性犯罪及びストー ーカー被害等の暴力防止 の啓発・相談支援	女性に対する暴力をなくす運動週間キャンペーン(イベント等)の有無	1回	0回 (・11月中旬の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、ポスターを掲示。この運動期間中法務局・人権擁護委員によって行われる全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間について、11/1広報で周知。 ・12月上旬の人権週間に、「女性の人権ホットライン」ポスター掲示・性暴力救援センター東京のパンフレットを配布。)	秘書課	
		②ハラスメント防止のための啓発・相談支援	市職員向けハラスメント研修の参加率	47%	56.6%	職員課	
					1回	女性活躍支援担当課	
	IV すべての人が安全・安心に暮らせるまちづくり	9 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	①リプロダクティブ・ヘルス/ライフ(性と生殖に関する健康/権利)についての理解の促進	市が開催するセミナーやパネル展等の周知・啓発活動	2回	女性が自分らしく生きるという「女性の人権」として大きく捉え啓発している。	秘書課
			②年代や性差に応じた健康づくりの支援	子育て世代包括支援センターにおける出産・子育てに関する相談件数	10,160件	10,411件	健康課
			③こころの健康に関する支援	ゲートキーパー講習会参加者数	148人	96人	健康課
10 配慮を必要とする人に対する支援と多様な環境の整備を人尊に重対		①高齢・障害等により配慮を必要とする人に対する相談支援	地域包括支援センターにおける相談内容別相談件数	37,261件	21,986件	介護福祉課	
		②ひとり親家庭等への支援の充実	子ども家庭支援センター等への相談件数	8,027件	9,485件	子ども育成課	
11 防災における環境多様な視点のまちづくり		①防災・復興体制のまちづくりにおける女性参画の推進	防災会議における女性委員数、割合	女性委員数 5人 割合 13%	女性委員数 3人 割合 9.0%	防災課	
		②地域防災活動における男女共同参画の推進	避難所運営委員における女性委員数・割合(再掲)	女性委員数 89人 割合 24%	女性委員数 106人 割合 26.0%	防災課	
		③都市計画・環境分野における男女共同参画の推進	昭島市環境審議会における女性委員の割合	41.70%	50.0%	環境課	
12 地域活動における男女共		①地域団体・社会団体等への活動支援	昭島ボランティアセンター登録団体数	107団体	92団体	生活コミュニティ課	
		②地域活動等への男性の参画の推進	地域活動に関する講座の開催回数、参加者数	開催回数 3回 参加者数 38人	開催回数 2回 参加者計 16人 開催回数 2回 参加者数計 30人 開催回数 1回 参加者数 21人	生活コミュニティ課 社会教育課 市民会館・公民館	

昭島市男女共同参画推進委員会評価基準

○ 「優」「良」「可」「不可」の4段階評価

評価		評価の目安
優	十分である	① 主要施策の評価が90%以上
		② 主要施策の評価は80%以上で、担当課の取組状況に鑑み、取組が確実に推進されている
良	概ね十分である	① 主要施策の評価が70%以上
		② 主要施策の評価は60%以上で、担当課の取組状況に鑑み、課題解決に向けての取組み姿勢が明確である
可	ある程度の成果は認められる	① 主要施策の評価が50%以上
		② 主要施策の評価が40%以上で、担当課の取組状況に鑑み、課題を認識し達成に向けての検討が進められている
不可	不十分である	① 主要施策の評価が49%以下

評価については、「評価の目安」のいずれかを満たすものとする。

※目標指標の達成状況により、制度や意識の定着がみられるものについては取組が進められていると考えられるので、その点にも考慮できるものとする。現状値が令和7年度目標値に到達していれば5%、令和12年度目標値に到達していれば10%加点可能。

昭島市男女共同参画推進委員会要綱

(設置)

第1条 昭島市における男女共同参画にかかる施策を推進するため、昭島市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 昭島市における男女共同参画にかかる施策の推進に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 4人以内
- (2) 公募による市民 4人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により決める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、女性活躍支援担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月30日から実施する。

附 則（平成13年1月4日）

この要綱は、平成13年1月4日から実施する。

附 則（平成15年4月1日）

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則（令和2年4月1日要綱第118号）

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

昭島市男女共同参画推進委員会委員名簿

氏 名	選 出 区 分	役 職 等
岡 部 操	学 識 経 験	昭島市立武蔵野小学校長
○ 掛 川 亜 季	学 識 経 験	たちかわ市民法律事務所
小 林 美 和	公 募 市 民	
◎ 柴 田 邦 臣	学 識 経 験	津田塾大学学芸学部教授
長谷部 高 史	公 募 市 民	
牧 野 愛 子	公 募 市 民	
向 井 翔 兵	公 募 市 民	
若 林 と き 子	学 識 経 験	昭島市商工会女性部役員

※ 氏名欄は五十音順、◎は委員長、○は副委員長

<資 料 4>

第 1 期昭島市男女共同参画推進委員会開催記録

回	日 程	会 議 内 容
第 1 回	令和 4 年 7 月 1 日	・男女共同参画プラン令和 3 年度進捗状況調査結果について ・男女共同参画プランの評価（その 1）について
第 2 回	令和 4 年 8 月 26 日	・男女共同参画プランの評価（その 2）について
第 3 回	令和 4 年 9 月 16 日	・男女共同参画プランの総合的な評価及び提言のまとめ について